

学校給食における 食物アレルギー対応の手引き

【3訂】



平成31年3月
さいたま市教育委員会

はじめに

学校給食における食物アレルギー対応は、児童生徒の命にかかわる重要な取組であり、食物アレルギーを有する児童生徒も安全で楽しく給食の時間を過ごせるようにすることが求められています。本市における食物アレルギーを有する児童生徒は増加傾向にあり、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を所持する児童生徒も増えています。

本市では、食物アレルギーを有する児童生徒へ安全に学校給食を提供するため、平成21年3月に「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を作成し、平成26年3月には改訂を行いました。

この改訂から5年が経過し、この度、改訂以降に対応を強化するため教育委員会が作成した資料や国等から示された資料等を追加するとともに、より使いやすくなるよう、さらなる改訂を行うことといたしました。

改訂にあたっては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」（平成27年2月 文部科学省・日本学校保健会）に示された「学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱 ①アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有 ②日常の取組と事故予防 ③緊急時の対応」に沿って日常の取組の流れなどの内容を整理しています。また、緊急時の対応について、校内研修の内容を加え充実を図りました。

学校給食における食物アレルギー対応は、すべての学校職員、教育委員会、医療機関等が連携し、組織的に対応することが重要です。各学校におかれましては、すべての児童生徒が安全に楽しく給食の時間を過ごすことができるよう本手引きを活用してください。

終わりに、本手引きの改訂にあたりまして監修をいただきました、さいたま市民医療センター小児科診療部長 西本創氏に感謝申し上げます。また、作成に御協力いただきました、さいたま市学校給食における食物アレルギー対応連絡協議会の委員の皆様にご心より御礼申し上げます。

平成31年3月

さいたま市教育委員会
学校教育部健康教育課長



目 次

第1章 食物アレルギーの基礎知識

・ 食物アレルギーの各病型の特徴	2
・ 食物アレルギーの症状	2
・ 食物アレルギーの診断	3
・ アナフィラキシーとは	3
・ アドレナリン自己注射薬	4
・ 食品表示基準（アレルゲンを含む食品に関する表示）	4

第2章 学校給食における食物アレルギー対応

1 食物アレルギー対応の基本的な考え方	6
2 食物アレルギー対応のながれ	7
3 食物アレルギー対応の実際	12
4 アレルギー対応食提供までのながれ	14
5 事故未然防止のためのチェックリスト	20
6 アレルギー対応食の確認・連絡方法	21
(1) 確認・連絡用個人カード	
(2) 学級担任等への連絡表示	
(3) その他の連絡方法	
7 組織的な食物アレルギー対応	23
(1) 主な学校職員の役割	
(2) 食物アレルギー対応検討委員会	
(3) さいたま市学校給食における食物アレルギー対応連絡協議会	
(4) 埼玉県アレルギー疾患相談室	
(5) 埼玉県アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業	
8 学校生活上（学校給食以外）の留意点	27
(1) 食物・食材を扱う授業・活動	
(2) 運動（体育・部活動等）	
(3) 校外学習・宿泊を伴う校外活動	
(4) その他の配慮・管理事項	

第3章 緊急時対応のための体制づくり

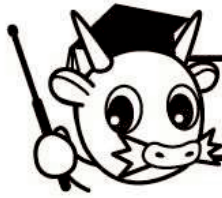
1	校内研修	30
	(1) 傷病者発生時対応訓練	
	(2) アドレナリン自己注射薬（エピペン®）練習用トレーナーの操作練習	
	(3) 食物アレルギー対応に有用なツール	
	(4) 緊急時対応に関する資料	
2	ヒヤリハット事例	37

第4章 資料・様式

・	【資料1】学校における食物アレルギー対応について （学校における食物アレルギー対応希望届）	42
・	【資料2】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）	43
・	【資料3】食物アレルギーを有する児童生徒への対応について<保護者宛>	44
・	【資料4】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について<保護者宛>	44
・	【資料5】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の作成について<お願い<主治医宛>	45
・	【様式1】食物アレルギー個人カルテ	46
・	【様式2】食物アレルギー対応面談等記録票	47
・	【様式3】食物アレルギー対応児童生徒一覧表	47
・	【様式4】学校給食における食物アレルギー対応について	48
・	【様式5】食物アレルギー ヒヤリハット報告書	48
・	【様式6】事故未然防止のためのチェックリストⅠ（献立作成時）	49
・	【様式7】事故未然防止のためのチェックリストⅡ（調理時）	50
・	【様式8】事故未然防止のためのチェックリストⅢ（会食前）	52
・	【参考1】食物アレルギー等 発症状況報告書	54
・	【参考2】学校における食物アレルギー対応解除届	54

第5章 各種通知

・	消費者庁 食品表示基準に係る通知	56
・	文部科学省 エピペン®等に関する通知	58
・	さいたま市教育委員会 通知	59



改訂のポイント

- ★ 平成26年3月、さいたま市が「学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】」を発行した後、平成27年3月、文部科学省より「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示された。今回は、この内容を参考にした。
- ★ 平成27年2月、文部科学省・公益財団法人日本学校保健会より「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」が示された。この中の「学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱」に沿って、内容を整理した。

新たに加えた事項

- 第2章—1 食物アレルギー対応の基本的な考え方：「学校給食における食物アレルギー対応の大原則」を追加した。
- 第2章—4 アレルギー対応食提供までのながれ：フロー図を追加し、図に沿って内容を整理した。
- 第2章—7 組織的な食物アレルギー対応：「学校給食における食物アレルギー対応連絡協議会」「埼玉県アレルギー疾患相談室」「埼玉県アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業」を追加した。
- 第3章—1 校内研修：内容を追加した。
- 第4章
 - 【資料3】食物アレルギーを有する児童生徒への対応について<保護者宛>
 - 【資料4】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について<保護者宛>
 - 【資料5】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の作成について<お願い>
 - 【様式5】食物アレルギー ヒヤリハット報告書
 - 【参考1】食物アレルギー等 発生状況報告書
 - 【参考2】学校における食物アレルギー対応解除届
- 第5章 平成26年以降の主な通知等を追加した。

変更した事項

- 第1章 食物アレルギーの基礎知識：各種資料等を確認し、最新情報にした。
- 第2章—2 食物アレルギー対応のながれ：「②配慮の必要な児童生徒の実態把握」と「③学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の配付」の時期を見直した。
- 第2章—5 事故未然防止のためのチェックリスト：チェック項目を見直した。
- 第2章—7 組織的な食物アレルギー対応：教職員の役割について内容を整理した。
- 第2章—8 学校生活上（給食以外）の留意点：内容を見直し、整理した。
- 第3章—2 ヒヤリハット事例：誤食には至らなかったが「ヒヤリとした」「ハッとされた」事例を、「アレルギー対応食提供までのながれ」に沿ってまとめた。
- 第4章
 - 【資料1】学校における食物アレルギー対応について：【改訂版】の「アレルギー疾患（気管支ぜん息、食物アレルギー）の対応について」から「食物アレルギー対応について」に変更した。あわせて、保護者提出部分を「学校における食物アレルギー対応希望届」とした。
- 第5章 食品表示基準について、最新情報とした。

第1章 食物アレルギーの基礎知識



食物アレルギーとは

食物アレルギーは「食物によって引き起こされる免疫反応を介して、生体にとって不利益な症状が引き起こされる現象」をいいます。食べたり、触れたり、吸い込んだりした食物に対して、体が過剰に反応して起こる症状です。

また、アレルギー症状を引き起こす物質のことをアレルゲンといい、食物アレルゲンの大部分は食物に含まれるたんぱく質です。

食物不耐症（乳糖不耐症など）は免疫反応を介さないため、食物アレルギーには含まれません。

出典

- 1) 「厚生労働科学研究班による食物アレルギーの栄養指導の手引き 2017」より一部改変
- 2) 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(財) 日本学校保健会より一部改変
- 3) 「セルフケアナビ食物アレルギー」平成 23 年 3 月改訂 厚生労働科学研究より
- 4) 「AMED 研究班による食物アレルギーの診療の手引き 2017」より

食物アレルギーの各病型の特徴

● 即時型

食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類されます。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険を伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまです。

● 口腔アレルギー症候群

果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリするイガイガする、腫れぼったいなど）が出現します。多くは局所の症状だけで回復に向かいますが、5%程度で全身的な症状に進むことがあるため注意が必要です。

● 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など患者によってさまざま）をすることによりアナフィラキシーを起こします。原因食物としては小麦、甲殻類が多く、発症した場合には、じんましんからはじまり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要です。

運動と原因食物の摂取との組み合わせにより、はじめて症状が誘発されます。このため、運動前4時間*以内は原因食物の摂取を避け、食べた場合は以後4時間の運動を避ける必要があります。症状が誘発される運動の強さには個人差がありますので、保護者と相談して決める必要があります。運動をする予定があれば、原因食物を4時間以内に摂取しないようにし、逆に原因食物を食べる場合には食べてから4時間以内は運動しなければなりません。何度も同じ症状を繰り返しながら、この疾患であると診断されていない例もみられます。

*多くの場合は、原因食物の摂取後2時間以内の運動で発症するとされていますが、確実に症状を起こさない間隔ということで、ここでは4時間としています。 出典2)

食物アレルギーの症状

食物アレルギーでは、原因食物を食べた直後～2時間くらいの中に症状が現れる場合がほとんどです。食べた直後に激しい反応が現れる場合もあります。（即時型症状）

様子を見ているとだんだんおさまっていく場合もありますが、軽い症状で始まっても、短時間に、急激に深刻な症状に変化していく場合もあります。

一度症状がおさまったように見えても、しばらく時間が経ってからもう一度症状が現れる場合や、食べてすぐはそれほどはっきりした症状は現れず、数時間後に現れる場合などさまざまです。 出典3)

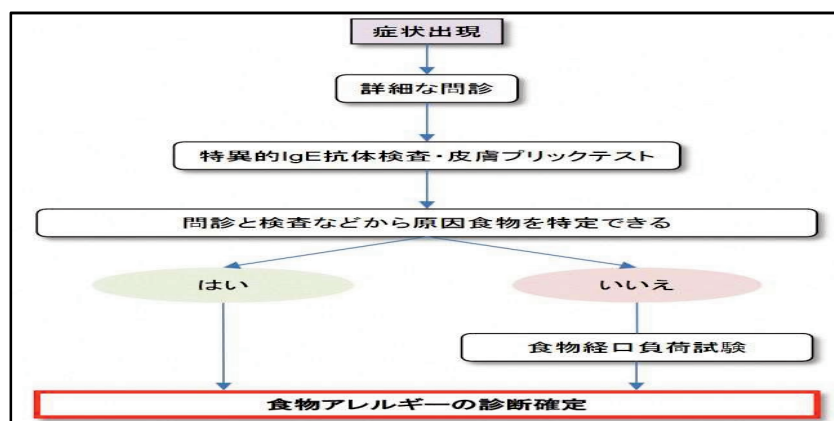


食物アレルギーの診断

一般に食物アレルギーを血液検査だけで判断することはできません。実際に起きた症状と食物アレルギー負荷試験などの専門的な検査を組み合わせ、医師が総合的に判断します。

血液検査が陽性であっても、その食品を食べられることはあります。食物の除去が必要な児童生徒であっても、その多くは除去品目数が数品目以内にとどまることがあります。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いとも考えられます。除去品目数が多いと食物アレルギー対応が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養バランスが偏ることにもなります。保護者や主治医、学校医等とも相談しながら、正しい診断を促していくことが必要です。 出典2)

● 食物アレルギー診断の フローチャート (即時型症状) 出典4)



アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

児童生徒におけるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物ですが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが問題となります。中にはまれに運動だけで起きることがあります。 出典2)

アナフィラキシーが起きた場合の状況把握とその対応

- 全身の症状、呼吸器の症状などを迅速に把握する。
- その場から救急車の要請（119番通報）を行い、教職員の応援を要請する。
- 応急手当、心肺蘇生法を実施する。
 - ・ 症状の出た場所で安静にさせる。
 - ・ ショック体位をとらせる。（足側を15～30cm高くする姿勢）
 - ・ 気道の確保を行う。
 - ・ エピペン®が処方されている場合は、直ちに使用する。使用した場合は、時刻を記録し、使用した旨を救急隊に伝え、使用済みの注射器を渡す。
 - ・ 反応（意識）と普段通りの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。
 - ・ 移動する場合は、担架等を使用し、体を横にした状態で移動する。
- 第一発見者（状況を把握している者）は救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。

アドレナリン自己注射薬(エピペン®0.3 mg, 0.15 mg)

アドレナリン自己注射薬は登録医によって処方が可能で、2011年9月から保険適応となりました。アドレナリン自己注射薬はアナフィラキシーの補助治療を目的とした自己注射薬であるため、使用後は直ちに医療機関で受診するように指導します。

学校において、緊急の場に居合わせた関係者が、アドレナリン自己注射薬を使用できない状況にある本人の代わりに注射することは、医師法違反とはなりません。アナフィラキシーショックに対しては、早期のアドレナリン投与が大変に有効で、かつ、アドレナリン自己注射薬のみが有効と言えます。 出典2) 4)

● 一般向けエピペン®の適応（日本小児アレルギー学会）

エピペン®が処方されている患者で、アナフィラキシーショックを疑う場合、下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

消化器の症状	・ 繰り返し吐き続ける	・ 持続する強い(がまんできない)おなかの痛み
呼吸器の症状	・ のどや胸が締め付けられる ・ 持続する強い咳き込み	・ 声がかすれる ・ ゼーゼーする呼吸 ・ 犬が吠えるような咳 ・ 息がしにくい
全身の症状	・ 唇や爪が青白い ・ 意識がもうろうとしている	・ 脈を触れにくい・不規則 ・ ぐったりしている ・ 尿や便を漏らす

食品表示基準(アレルゲンを含む食品に関する表示)

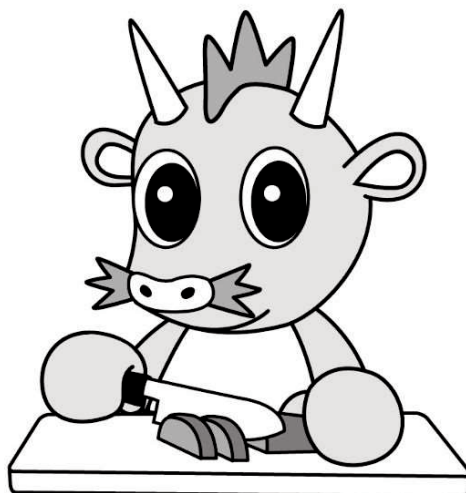
食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものを食品表示基準において特定原材料として定め、下の7品目の表示を義務付けています。【表示義務】

また、食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないものを特定原材料に準ずるものとして、下の20品目を原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めることとしています。【表示を奨励（任意表示）】 特定原材料に準ずるものは、表示が義務づけられていないため、表示していない場合もあるので注意が必要です。

特定原材料 (表示が義務化された7品目)	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生
特定原材料に準ずるもの (表示を推奨するとされた20品目)	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

第2章 学校給食における食物アレルギー対応

- 1 食物アレルギー対応の基本的な考え方
- 2 食物アレルギー対応のながれ
- 3 食物アレルギー対応の実際
- 4 アレルギー対応食提供までのながれ
- 5 事故未然防止のためのチェックリスト
- 6 アレルギー対応食の確認・連絡方法
 - (1) 確認・連絡用個人カード
 - (2) 学級担任等への連絡表示
 - (3) その他の連絡方法
- 7 組織的な食物アレルギー対応
 - (1) 主な学校職員の役割
 - (2) 食物アレルギー対応検討委員会
 - (3) さいたま市学校給食における食物アレルギー対応連絡協議会
 - (4) 埼玉県アレルギー疾患相談室
 - (5) 埼玉県アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業
- 8 学校生活上(学校給食以外)の留意点
 - (1) 食物・食材を扱う授業・活動
 - (2) 運動(体育・部活動等)
 - (3) 校外学習・宿泊を伴う校外活動
 - (4) その他の配慮・管理事項



1 食物アレルギー対応の基本的な考え方

学校給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒が「食の大切さ」、「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っています。このことは、食物アレルギーを有する児童生徒にとっても変わりはありませんので、食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しむことができることを目指すことが重要です。

学校給食を原因としたアレルギー症状を発症させないことを前提とし、各学校が調理場の能力や環境に応じて、食物アレルギーを有する児童生徒の視点に立ったアレルギー対応食を提供することを目指して、学校給食における食物アレルギー対応を推進することが望まれています。

そのためには、食物アレルギーを有する児童生徒及びその保護者の、学校生活に対する不安を解消するように配慮し、保護者からの個別相談に応じる場を必ず設け、保護者や医師からの情報を正確に把握することが大切です。その情報を基に対応を決定し、保護者と学校が共通理解を図るとともに、全教職員が報告・連絡・相談・確認・指導・情報提供・情報把握などを的確に行うことができる協力体制を構築していくことが必要です。

一方で、保護者の求めるままに実情に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性をはらみます。学校給食における食物アレルギー対応は、あくまでも主治医の診断と指示に基づいて行うものであり、保護者の希望に沿ってのみ行うものではありません。家庭での対応以上の対応を学校給食で行う必要はないといえます。

学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応検討委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- 教育委員会等は食物アレルギー対応についての一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

出典：「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省より）抜粋

2 食物アレルギー対応のながれ

学校給食における食物アレルギー対応は、保護者からの申し出（対応希望）と、医師の診断を基礎とします。対応は学校で組織的に行うことが大事です。児童生徒の食物アレルギーに関する情報については、関係書類の保管等、個人情報の保護に十分留意します。

また、年度途中でアレルギー症状を発症したり、症状に変化があったりした場合は、随時対応します。

① 食物アレルギーに対する取組についての情報提供

- * 学校だより 保健だより 「食物アレルギーを有する児童生徒への対応について」(資料3)
- * 就学時健康診断 新入学児童保護者説明会

② 食物アレルギーを有し、配慮の必要な児童生徒の実態把握 (10月～11月)

- * 就学時健康診断調査票 保健調査票
- * 「学校における食物アレルギー対応について」(資料1)

③ 対象となる児童生徒の保護者へ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の配付 (10月～12月)

- * 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」(資料2)
- * 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について」(資料4)
- * 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の作成についてのお願い」(資料5)

④ 「食物アレルギー対応検討委員会」の設置と開催 (12月～4月)

⑤ 保護者との面談の実施、面談記録書類の作成 (2月～4月)

- * 「食物アレルギー個人カルテ」(様式1)
- * 「食物アレルギー対応面談等記録票」(様式2)
- * 「食物アレルギー対応児童生徒一覧表」(様式3)

⑥ 食物アレルギー対応の決定及び保護者への通知 (2月～4月)

- * 「学校給食における食物アレルギー対応について」(様式4)

⑦ 校内での取組について学校職員へ周知 (4月)

⑧ 給食での食物アレルギー対応を開始

- * 状況に変更が生じた場合はすぐに対応する (③～⑦を実施し対応)

⑨ 年に1回の見直し →①に戻る

① 食物アレルギーに対する取組についての情報提供

- 保護者へは随時、さいたま市立学校における食物アレルギーに対する取組の情報提供を行います。

② 食物アレルギー疾患を有し、配慮の必要な児童生徒の実態把握

【実態把握の主な方法】

- 小学校入学時：就学時健康診断の際に保護者が提出する就学時健康診断調査票
- 転入時：転入手続きの際に保護者に確認
- 在学中：「学校における食物アレルギー対応希望届」（資料1）、保健調査票

③ 対象となる児童生徒の保護者へ「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の配付

- ②で把握した児童生徒の保護者に、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を配付します。食物アレルギーの原因食物の除去等を指導している主治医により記載されたものを、学校へ提出するよう求めます。
- 新たにアレルギー症状を発症した場合についても、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を同様に配付して、食物アレルギーの原因食物の除去を指導している主治医により記載されたものを、学校へ提出するよう求めます。
- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は医師が記入します。文書料は自費となり、医療機関により異なります。（費用は保護者負担となることを確認します。）

● 医療機関の受診について

- 乳幼児期発症の食物アレルギー（即時型）は、成長とともに寛解することが多いため、まだ除去が必要か、毎年医師と相談する必要がある。
学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を提出することが目的ではなく、**除去がまだ必要か医師とよく相談することが重要**である。
- 年度末は医療機関が非常に混雑するだけでなく、診断には食物経口負荷試験を行うなど時間がかかるため、来年度の記載内容については、余裕をもって早期から相談を開始するよう、秋から受診を促す。



● 「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の発行費の就学援助制度について

- さいたま市では、学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」発行費を、就学援助制度の支給対象としている。
- 一文書につき、3000円に消費税額を加算した金額を上限として支給する。
- 必要書類
 - 医療機関から発行された学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
 - 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）発行費扶助金交付申請書
 - 医療機関から交付された領収書

④ 「食物アレルギー対応検討委員会」の設置と開催（P25参照）

- 校長は「食物アレルギー対応検討委員会」を設置し、必要に応じて随時開催します。
- 学校給食における食物アレルギー対応の方針を、決定します。
- 該当児童生徒への学校給食での対応方法を、検討します。

⑤ 保護者との面談の実施、面談記録書類の作成

- 学校関係者（校長、教頭、学級担任、学年主任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等）は、保護者から提出された「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を基に、保護者と面談を実施します。なお、面談は複数の教職員で行います。
- 保護者から提出された「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の内容を確認し、「食物アレルギー個人カルテ」（様式1）を活用して現状を詳しく聞き取り、記録をします。
- 保護者に対して、各学校での現在の対応状況（スタッフの人数、食数など）、児童生徒の実態（食物アレルギー対応人数、食物アレルギーの原因食物）、調理場の施設設備等を説明し、「対応できる内容」と「対応できない内容」について理解を得ます。
- 面談の結果は「食物アレルギー対応面談等記録票」（様式2）を活用して記録し、養護教諭が保管します。

⑥ 食物アレルギー対応の決定及び保護者への通知

- 学校給食における食物アレルギー対応実施については、校長が決定し、食物アレルギー対応検討委員の教職員で共通理解を図ります。
- 学校給食における対応の決定は、「学校給食における食物アレルギー対応について」（様式4）により保護者へ通知します。その内容については、面談等を通して、学級担任が説明を行います。
- 併せて、該当児童生徒が自分のアレルギーを認識し、行動できるように保護者に協力を求めます。
- 対応について詳細な説明が必要な場合には、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等が同席して、説明を行います。
- 保護者からの要望（除去食、代替食）に対応できない場合は、丁寧にその理由や状況（大量調理の状況、設備、人員配置等）を説明し、理解を得るようにします。

● 給食費の取扱いについて

- 給食を停止し、弁当を持参する・・・→ 欠食する給食数分を返金する。
- 献立により主食や主菜を持参する・・・→ 返金しない。
- 飲用牛乳を停止する・・・→ 当該年度の「学校給食費の取扱いについて（通知）」のとおりとする。
- 飲用牛乳の代替品（お茶等）を提供する・・・→ 飲用牛乳との差額を徴収する。
- その他、個別の対応において、個別徴収が可能な場合は、保護者と協議により決定する。

⑦ 校内での取組について学校職員への周知

- 「食物アレルギー対応児童生徒一覧表」（様式3）を、養護教諭と保健主事が協力して作成し、学校職員への周知及び緊急対応がスムーズに行えるようにします。
- 学校給食における食物アレルギー対応の決定事項については、その内容を職員会議や校内研修等を活用し、校長が学校職員へ周知徹底し、共通理解を図ります。特に、栄養教諭・学校栄養職員・調理員に対する徹底を指示します。
- 児童生徒の食物アレルギーに関する情報を取り扱う場合は、プライバシーの保護に十分留意するとともに、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等の情報を学校内で共有します。

⑧ 給食での食物アレルギー対応を開始

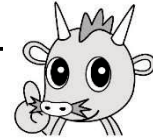
- 除去食や代替食は、毎日、内容や組み合わせが変わるため、ヒューマンエラーが起これやすいことを理解し、該当児童生徒への受け渡しや、おかわり等について確実に対応します。
- 児童生徒に対して、食物アレルギーについて正しく理解することができるように、発達段階を考慮し、指導します。

⑨ 年に1回の見直し →①に戻る

- ②と同様に実態を把握し、学校給食における食物アレルギー対応が必要な場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を配付します。
- 今年度対応をしていた児童生徒が、引き続き対応を希望する際は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を毎年提出していただき、面談を行い、内容に変更がないかを確認します。
- 中学校へ進学する児童について、中学校への申し送りの準備をします。



保護者との面談での聞き取り事項等



食物アレルギー個人カルテの項目		確認項目
1	原因食物と具体的な症状 及び診断根拠	・食物アレルギーの原因食物についての詳細 ・症状
2	家庭での食事・おやつ・外食等の 対応方法	・家庭での除去状況（家庭での対応以上は、学校ではできないことを確認）
3	アナフィラキシー発症の有無	・発症の時期 ・原因 ・症状 ・今までの医療機関受診、救急車要請の有無
4	エピペン® （アドレナリン自己注射薬）	・処方されている本数 ・使用経験の有無 ・学校での保管方法（原則は本人所持）
5	主治医	・受診状況 ・指示内容 ・薬剤の処方（使用のタイミング）
6	緊急対応時の受診先	・24時間対応可の医療機関かどうか？ （または119番対応）
7	学校生活での配慮事項	・給食 ・学習内容 ・学校行事 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・食物以外のアレルギーの有無（ぜん息、アトピー性皮膚炎 等） ・原因食物についての児童生徒の理解度（原因食物を見たことがあるか 等） ・症状についての児童生徒の理解度（体調不良を伝えることができるか 等） ・学校で症状が出た時の連絡（どんな症状の時に連絡するのか 連絡先 等） 	

● 学校における基本的な対応について確認する。

- ・食物アレルギーの原因食物の完全除去を基本とする。
- ・学校で作成した「詳細な献立表」は、毎月、保護者も確認し、学校に提出する。
- ・食物アレルギーの原因食物が多岐にわたり対応できない場合や、微量でも重篤なアナフィラキシー症状を起こす場合には、弁当持参をお願いすることもある。
- ・除去食等実施日の栄養不足については、家庭で補うことができるように保護者に協力を求める。

● 安全な食物アレルギー食の提供や事故防止のための学校の対応について説明する。

- ・学校としての対応内容はあらかじめ決めておき、保護者の了解を得る。
例えば・・・おかわりの約束を決める。
おぼんや食器の色を変える。
エピペン保管場所であるランドセルロッカーに目印をつける。
弁当持参時の管理方法を決める。
- ・個人情報の開示について、学級内の児童生徒・保護者へ、当該児童生徒の食物アレルギー情報を提供することについての了解を得る。

● 状況が変わった場合は、随時連絡していただくようお願いをする。

3 食物アレルギー対応の実際

食物アレルギー対応の実施については、対応状況（スタッフの人数、食数など）、児童生徒の実態（食物アレルギー対応人数、食物アレルギーの原因食物）、調理場の施設設備等を考慮します。

さいたま市では除去食対応を基本としており、可能な場合には代替食を提供します。食物アレルギーの原因食物が多岐にわたり対応できない場合や、微量でも重篤なアナフィラキシー症状を起こす場合には、家庭に協力を求め、弁当を持参してもらいます。

保護者の求めるままに実情に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性をはらみまます。学校給食での食物アレルギー対応の実施にあたっては、次のことが目安になります。

- 医師の診察・検査により、「食物アレルギー」と診断され、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」により特定の食物に対して、対応の指示があること。
- 少なくとも、年に1回は医療機関を受診し、診断を受けていること。
- 日頃から家庭でも、食物アレルギーの原因食物の除去を行うなどの食事対応を行っていること。

学校給食における食物アレルギー対応の内容については、児童生徒自身にもよく理解させるよう、保護者に協力を求めます。また、食物アレルギーを有する児童生徒に対応する際は、他の児童生徒の理解を得ながら進めていくことが重要です。他の児童生徒に対してどのような説明をするかは、他の児童生徒の発達段階などを総合的に判断するとともに、該当の児童生徒及び保護者の意向も踏まえて決定します。

..... 対応レベル

レベル 1	詳細な 献立表 対応	給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配付し、それをもとに保護者や学級担任などの指示又は児童生徒自身の判断で、給食から食物アレルギーの原因食物を除いて食べる対応。単品で提供されるもの（果物など）以外、調理されると除くことができないので適応できない。	
レベル 2	弁当 対応	一部弁当対応	除去又は代替食対応において、当該献立が給食の中心献立、かつその代替提供が給食で困難な場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する。
		完全弁当対応	食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当持参する。
レベル 3	除去食 対応	調理過程で特定の原材料を除いた給食を提供する。【例】クリームシチューに牛乳を入れない。 学校の実態に応じて、食物アレルギーの原因食物を給食から除いて提供する場合もある。（調理の有無は問わない。）【例】飲用牛乳を提供しない。	
レベル 4	代替食 対応	除去した食材や献立の栄養量を考慮し、それを代替して1食分の完全な給食を提供する。	

詳細な献立表の作成と配付は、学校給食における食物アレルギー対応の基本であり、弁当対応・除去食対応・代替食対応のいずれの場合も、必ず「詳細な献立表」「配合表」を配付します。

この対応は、レベル2・レベル3・レベル4の場合でも必ず行います。

レベル1 詳細な献立表対応

- ・栄養教諭・学校栄養職員は、毎月、「詳細な献立表」を作成します。作成後、内容の確認を複数の教職員で行い、間違いを防止します。
- ・「詳細な献立表」は、毎月該当保護者に配付し、間違い等がないかチェックをしていただきます。
- ・保護者にチェックをしていただいた「詳細な献立表」は、「管理職」「該当児童生徒の学級担任」「養護教諭」「栄養教諭・学校栄養職員」が保管し、情報を共有します。(児童生徒毎に除去すべき食物アレルギーの原因食物がわかるようにします。)
- ・養護教諭は、「詳細な献立表」を児童生徒の状況把握のための資料とします。
- ・学級担任は、食物アレルギーの原因食物を正しく理解します。

● 配膳された給食から、本人が原因食物を取り除いて食べる場合

- ・学級担任は、当日の食事内容(料理毎に使用されている食品)を「詳細な献立表」により確かめた上で、児童生徒が適切に食物アレルギーの原因食物を取り除くことができるように見守り、必要な場合には助言する。但し、低学年については、学級担任等が補助する。
- ・栄養教諭・学校栄養職員並びに学級担任は、「詳細な献立表を十分確認すること」「該当児童生徒が食物アレルギーの原因食物を取り除いて食べる日は、児童生徒に取り除く食品をよく理解させておくこと」などについて、保護者に対応の協力を求める。

レベル2 弁当対応 (一部弁当対応・完全弁当対応)

- ・レベル1の対応を行います。
- ・食物アレルギーの原因食物を確認し、事前に保護者へ予定献立の使用食品等を知らせ、給食を食べる日と食べない日を決め、家庭に弁当持参の協力を求めます。
- ・持参した弁当は、職員室で保管するなど、衛生面や安全面に配慮します。

レベル3 除去食対応

- ・レベル1の対応を行います。
- ・食物アレルギーの原因食物を、当日の給食から除いて提供します。
- ・出来上がりの温度の確認・記録などを適切に行い、衛生面に配慮します。

● 配食時に原因食物を除去する場合(飲用牛乳や単品の果物など)

- ・教室で食物アレルギーの原因食物を配食時に除去する場合には、食物アレルギーを有する児童生徒についての理解を促す指導を学級全体に行い、他の児童生徒の協力を得る。
- ・その際には、保護者の意向を踏まえて行う。

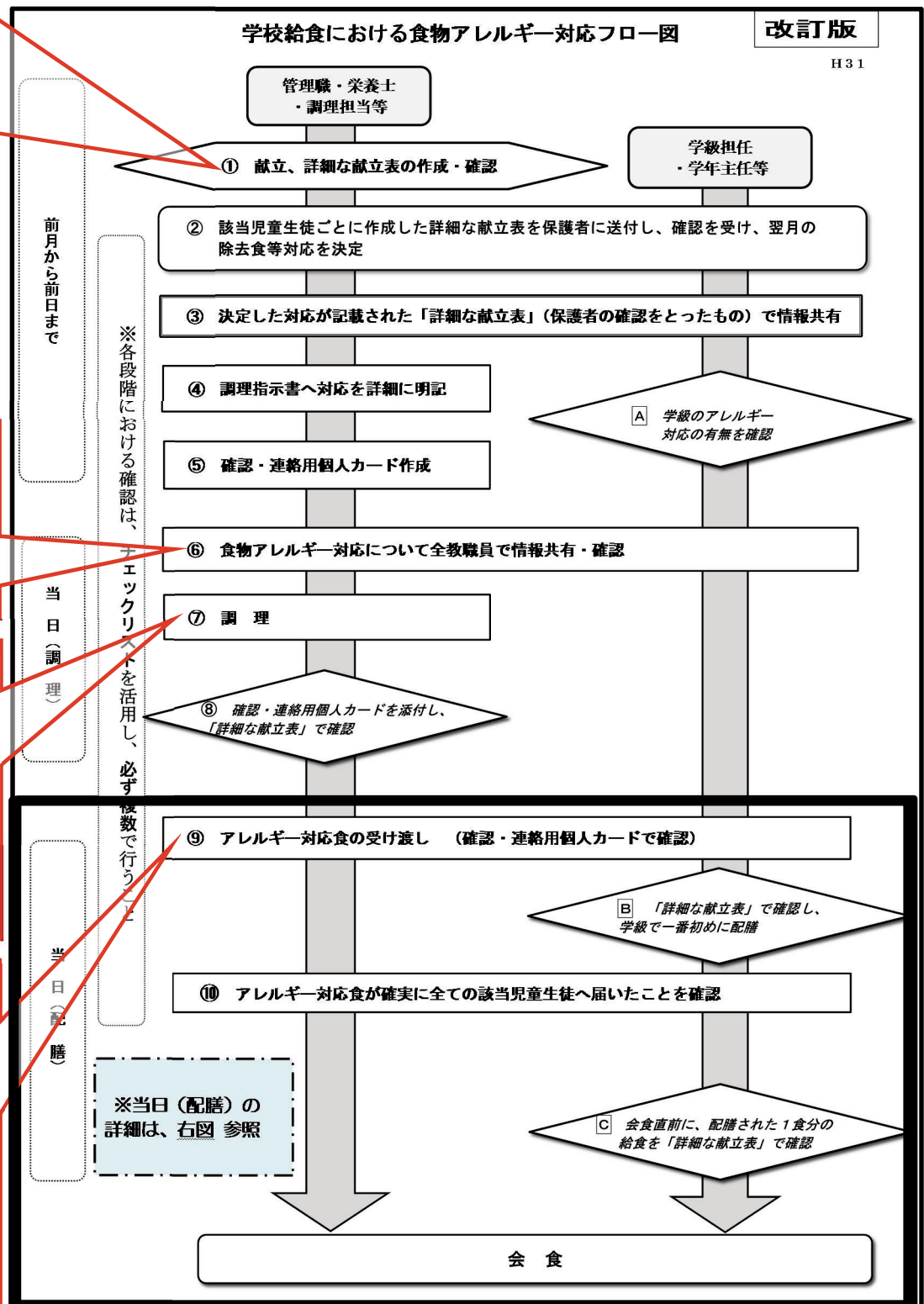
レベル4 代替食対応

- ・レベル1の対応を行います。
 - ・使用食材の一部を変更することによって同じような料理が提供できる場合は、保護者と十分協議の上、実施します。
 - ・当日の献立に使用しない食品を使用する場合は、保存食を採取し、保管します。
 - ・出来上がった代替食は、通常食と同様に保存食を採取し、検食を行います。
- ※ この提供方法は、学校の状況(食物アレルギー対応を必要とする児童生徒数、代替食購入費用、調理施設、現場の諸状況等)を考慮し、対応が可能かどうかを栄養教諭・学校栄養職員の意見を聞き、校長が判断します。

4 アレルギー対応食提供までのながれ

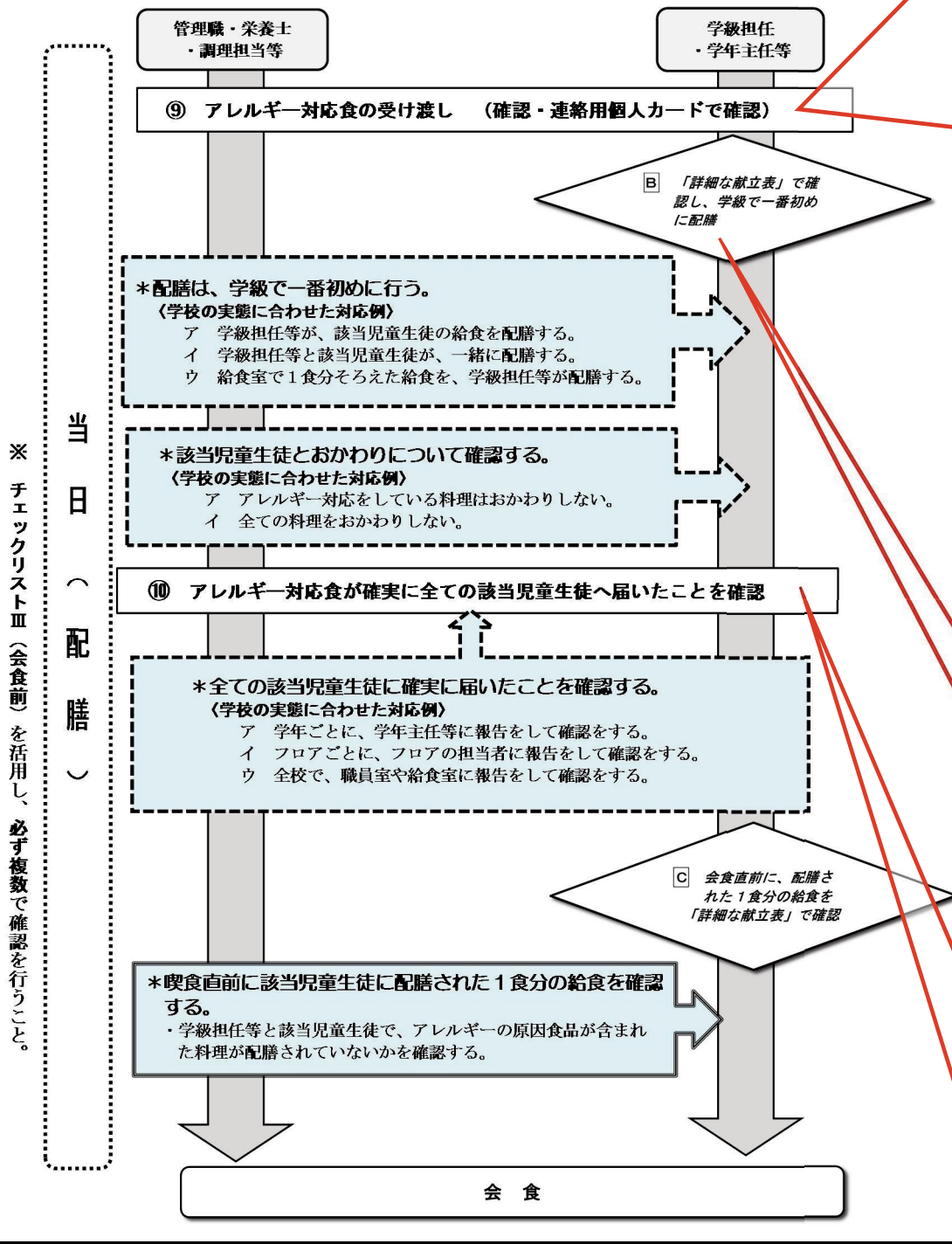
「献立」「詳細な献立表」の作成から会食までを、フロー図で表しました。学校職員が食物アレルギーの適切な対応についての理解を深め、一人ひとりが確認者として重要な役割を担っているという意識をもって、自分の役割を行ってください。

- ・加工食品や調味料等を使用する際には、必ず配合表を取り寄せる。チェックリストを活用し、使用食材を複数の職員で確認する。
- ・予定献立を変更する場合は、変更後の食材に食物アレルギーの原因食物がないか、複数の職員で確認する。
- ・当日の食物アレルギー対応について、日報や学年黒板等を使用し、全ての学校職員で確認する。
- ・検取時、包装の内容表示等で、注文した食材が確実に納入されているかを複数で確認する。
- ・出来上がったアレルギー対応食は、蓋やラップをする。
- ・「確認・連絡用個人カード」や学級担任等への連絡表示等を活用し、食物アレルギー対応の有無を伝えるとともに、アレルギー対応食が確実に該当児童生徒へ届くようにする。



学校給食における食物アレルギー対応フロー図

～ 当日（配膳）の対応 ～



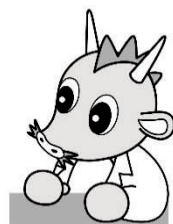
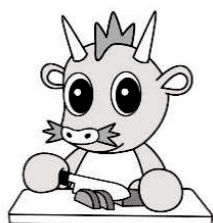
・受け渡し方法は、調理員と学級担任が連携し、直接手渡しする等、事前に決めておき、確実に受け渡しができるようにする。（学級担任不在時の対応方法についても決めておく。）

・「いただきます」をするまで、アレルギー対応食の表示（確認・連絡用個人カード等）や蓋、ラップは外さないように指導する。

・該当児童生徒が献立の一部を食べない対応をする日は、特に誤配・誤食のないように注意する。

・全ての該当児童生徒にアレルギー対応食が届いたことを、学級担任その他の学校職員でダブルチェックをする。

・喫食直前に、学級担任は、該当児童生徒に配膳された給食が適切な内容であることを、「詳細な献立表」で確認する。





教職員？ 学校職員？ この冊子では次のように使っています。

教職員：校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員

学校職員：教職員と教職員以外の学校にいる職員

スクールアシスタント、図書館司書、学校地域連携コーディネーター、
看護師、給食調理業務委託先の調理業務従事者 等

なお、この冊子での学級担任は、学級担任不在時に代わりに指導にあたる教職員を含む。

① 「献立」「詳細な献立表」の作成・確認

- 1日の献立の中で、複数のメニューに、同じ食物アレルギーの原因食物が入らないよう考慮します。
- 除去食対応を行う場合、同一食物でも個々に食べられる範囲は異なりますが、安全性を確保するため「完全除去」を基本とし、作業を単純化します。
- 加工食品や調味料等を使用する際には、必ず配合表を取り寄せます。アレルギー表示を確認するだけでなく、原材料名を確認します。
- 全校配付用献立表の献立名は、食物アレルギーの原因食物がわかるように表記します。
(オムレツ→チーズ入りオムレツ、魚の竜田揚げ→さばの竜田揚げ、果物→りんご 等)
- 該当児童生徒ごとに「詳細な献立表」を作成します。
- 「I-1 献立作成時のチェックリスト」(P 49)を活用し、複数の教職員で確認します。

● 複数の教職員による確認について

- 栄養教諭・学校栄養職員だけでなく、管理職、給食主任、学年担当職員、養護教諭等、複数の教職員で確認する。
- 「食物アレルギー対応児童生徒一覧表」「調理指示書(調理業務詳細注文表)」「配合表」を照らし合わせて、「詳細な献立表」に反映されているかを確認する。

● 予定献立の変更があった場合

- 管理職に報告し、変更後の食材に食物アレルギーの原因食物が入っていないか、「I-2 予定献立変更時のチェックリスト」(P 49)を用いて複数の教職員で確認する。
- 予定していた対応方法に変更が生じる場合は保護者に連絡をし、対応について相談する。
- 保護者と相談して決定した対応については、「管理職」「調理員」「該当児童生徒の学級担任」に連絡をし、情報を共有し、確実に対応できるようにする。

② 該当児童生徒ごとに作成した「詳細な献立表」を保護者に送付し、確認を受け、翌月の除去食等対応を決定

- 加工食品や調味料等の配合表は、必要に応じて、内容が確認できるように保護者に提供します。

③ 決定した対応が記載された「詳細な献立表」(保護者の確認をとったもの)で情報共有

- 保護者に提供した「詳細な献立表」と同じものを、「管理職」「該当児童生徒の学級担任」「養護教諭」に配付します。
- 対応がない月についても「対応なし」をそれぞれに連絡します。

④ 調理指示書へ対応を詳細に明記

- アレルギー対応食について、詳しく明記した調理指示書（調理業務詳細注文書）を作成します。
- アレルギー対応食を担当する調理員や調理する場所などを事前に決めます。
- 食物アレルギーの原因食物の混入が避けられるように、除去食をどの段階で取り分けるのか確認し、作業工程表・作業動線図を作成します。作業工程表や作業動線図は複雑にならないようにします。

⑤ 確認・連絡用個人カード作成

- P 2 1 参照

⑥ 食物アレルギー対応について全教職員で情報共有・確認

- 当日の食物アレルギー対応について、日報や学年黒板等を使用し、全ての学校職員で確認します。

⑦ 調理

- 検収時、発注した食材が確実に納入されているか複数の調理担当者と確認するとともに、納入された加工食品等に、食物アレルギーの原因食物が含まれていないことを、包装の内容表示等で確認します。
- 調理開始前に、全体の調理からの除去食の取り分けの手順等を、調理員全員で確認します。
- 食物アレルギーの原因食物の混入を防ぐために、調理指示書（調理業務詳細注文書）や作業工程表、作業動線図、食物アレルギー対応に関する書類などを、調理中にもすぐ見える場所に掲示し、繰り返し確認しながら調理します。
- アレルギー対応食に使用する調理器具や食器などには、食物アレルギーの原因食物が触れないようにします。
- アレルギー対応食を調理する時は、食物アレルギーの原因食物が調理着に付着していないか確認し、手洗い、使い捨て手袋の適切な使用、エプロンの使い分け等を徹底します。
- 確実にアレルギー対応食を作成するために、時間差をつけるなどして、同時に同じ場所で何種類ものアレルギー対応食を調理しないようにします。
- 出来上がったアレルギー対応食は、蓋やラップをして他の食材の混入を防ぎます。
- 「Ⅱ－1 調理開始時のチェックリスト」（P 5 0）、「Ⅱ－2 調理後のチェックリスト」（P 5 1）、を活用します。

⑧ 確認・連絡用個人カードを添付し、「詳細な献立表」で確認

- アレルギー対応食を該当児童生徒へ提供する前に、計画通り調理することができたか調理員、栄養教諭・学校栄養職員は、指さし呼称しながら複数で最終確認をします。
- 該当児童生徒ごとの「詳細な献立表」を用いて確認し、アレルギー対応食が確実に提供できるようにします。
- 「Ⅱ－3 運搬前のチェックリスト」（P 5 1）を活用します。



⑨ アレルギー対応食の受け渡し（確認・連絡用個人カードで確認）

- アレルギー対応食の受け渡し方法は、調理員と学級担任が連携し、直接手渡しをする等、事前に決めておき、確実に受け渡しができるようにします。（学級担任不在時の対応方法についても決めておきます。）
- 「確認・連絡用個人カード」や学級担任等への連絡表示等を活用し、食物アレルギー対応の有無を伝えるとともに、アレルギー対応食が確実に該当児童生徒へ届くようにします。
- アレルギー対応食の配膳は、学級で一番初めに行います。
- 「おかわり」について、該当児童生徒が誤食をすることがないように配慮します。（おかわりについては、学校としての対応方針を決めた上で、あらかじめ保護者と約束を決めておきます。）
- 児童生徒同士で食べ物のやりとりが行われないようにします。
- 「いただきます」をするまで、アレルギー対応食の表示（確認・連絡用個人カード等）や蓋、ラップは外さないよう指導します。
- 該当児童生徒が献立の一部を食べない対応をする日は、特に誤配・誤食のないように注意します。
- 些細な点でも疑念や不安が生じた時は、配膳を中断し、必ず保護者確認の上決定した対応が記載された「詳細な献立表」により確認します。

⑩ アレルギー対応食が確実に全ての該当児童生徒へ届いたことを確認

- 全ての該当児童生徒にアレルギー対応食が届いたことを、学級担任とその他の学校職員でダブルチェックをします。
- 喫食直前に、学級担任は食物アレルギー対応のある児童生徒に配膳された1食分の給食が、適切な内容であることを、該当児童生徒の「詳細な献立表」で確認します。
- 「Ⅲ 会食前のチェックリスト」（P52）を活用します。

⑪ 会食

- 学級担任やその他の学校職員は、会食中の児童生徒の健康観察を行い、食物アレルギーを疑う症状の有無を確認します。

● 会食中、緊急対応が必要となった場合（誤食の可能性あり等）

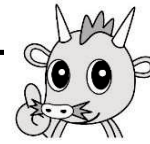
- 食物アレルギーの原因食物の混入に気付いた学級担任やその他の学校職員は、その場を離れず経過観察を行う。
- 近くの学校職員、またはその場にいた学校職員の指示を受けた児童生徒が、SOSカード等で職員室に連絡する。
- 職員室にいる学校職員は、放送等で、全校児童生徒が「食べることをやめる」サインを出す。サインは年度当初に各校で決めておく。（緊急時の音楽、合言葉等）
- 食物アレルギー対応のある児童生徒や、誤食の可能性のある児童生徒の喫食状況や健康状態を確認する。

⑫ 片づけ

- 学級担任は、食物アレルギーの原因食物に、児童生徒が接触しないように配慮します。（後片づけ、牛乳パックの洗浄、掃除等）
- 調理員は、調理器具・食器等に残留物がないよう丁寧に洗浄・消毒し、翌日以降に備えます。



給食の時間における配慮



- 学級担任は、出張等で不在となる場合は、学級担任の代わりに当日該当学級を担当する教職員へ、食物アレルギーを有する児童生徒の対応や配慮事項等について、引継をする。
- アレルギー対応食の受け渡し方法は、調理員と学級担任が連携し、直接手渡しをする等、事前に決めておき、確実に受け渡しができるようにする。
- 「おかわり」について、該当児童生徒が誤食をすることがないように配慮する。（おかわりについては、学校としての対応方針を決めた上で、あらかじめ保護者と約束を決めておく。）
- 児童生徒同士で食べ物のやりとりが行われないようにする。
- アレルギー対応食の表示（確認・連絡用個人カード等）や蓋、ラップは、「いただきます」をするまで外さないように、児童生徒に指導する。
- 些細な点でも疑念や不安が生じた時は、配膳を中断し、必ず保護者確認の上決定した対応が記載された「詳細な献立表」で確認する。
- 全ての該当児童生徒にアレルギー対応食が届いたことを、学級担任とその他の学校職員でダブルチェックをする。
- 喫食直前に、学級担任は食物アレルギー対応のある児童生徒に配膳された給食が、適切な内容であることを、該当児童生徒の「詳細な献立表」で確認する。
- 「Ⅲ 会食前のチェックリスト」（P 52）を活用する。「毎日の食物アレルギー対応の有無の確認」と、「複数の学校職員によるダブルチェック」を記録する。
- 給食準備や後片づけの際には、食物アレルギーの原因食物に、該当児童生徒が触れないように配慮する。
- 児童生徒本人が誤食に気付いた時や食後体調の変化を感じた時は、すぐに学級担任に申し出るように指導する。

● 該当児童生徒が、弁当を持参している場合

- 児童生徒が食物アレルギー対応のために持参した弁当を管理する。（管理方法については、学校としての対応方針を決めた上で、あらかじめ保護者と確認をしておく。）
- 「食べない料理」が配膳されていないことを確認する。

● 該当児童生徒が、食物アレルギーの原因となる食品を自ら除去して食べる場合

- 学級担任は、当日の食事内容（料理毎に使用されている食品）を確かめた上で、児童生徒が食物アレルギーの原因食物を適切に除去することができるように見守り、必要な場合には補助する。

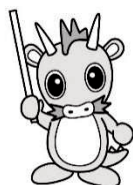
● 該当児童生徒が「献立の一部を食べない」対応がある場合

- 「食べない料理」が配膳されていないことを確認し、誤配・誤食のないように注意する。

5 事故未然防止のためのチェックリスト

食物アレルギー対応を確実に実施するために、「学校給食におけるアレルギー事故未然防止のためのチェックリスト」を活用してください。

献立作成時、予定献立変更時、調理開始時、調理後、運搬前、会食前の各段階で活用することにより、ヒヤリハット事例の大部分を防ぐことが期待できます。



..... 各段階のチェックリスト 一覧

様式 6	学校給食におけるアレルギー 事故未然防止のための チェックリスト Ⅰ（献立作成時）	Ⅰ－1 献立作成時のチェックリスト P 4 9 Ⅰ－2 予定献立変更時のチェックリスト P 4 9
様式 7	学校給食におけるアレルギー 事故未然防止のための チェックリスト Ⅱ（調理時用）	Ⅱ－1 調理開始時のチェックリスト P 5 0 Ⅱ－2 調理後のチェックリスト P 5 1 Ⅱ－3 運搬前のチェックリスト P 5 1
様式 8	学校給食におけるアレルギー 事故未然防止のための チェックリスト Ⅲ（会食前）	Ⅲ 会食前のチェックリスト P 5 2

6 アレルギー対応食の確認・連絡方法

アレルギー対応食提供時に添える「確認・連絡用個人カード」及び学級担任等への連絡表示を例示しました。該当児童生徒への対応が確実に出来るように、配食した食器や配膳用ワゴンに貼付したり、学級担任等の机の上に置いたりすることなどが考えられます。

各学校の実情に応じて、項目や使用方法を工夫して活用してください。

(1) 確認・連絡用個人カード

- 栄養教諭・学校栄養職員が作成します。
- 調理員等が複数で確認し、チェックを付けながらアレルギー対応食を準備し、配食した食器や配膳用ワゴン等へ貼付します。
- 学級担任は、アレルギー対応食を該当児童生徒へ受け渡したらチェックを付けます
- 給食終了後、給食室または栄養教諭・学校栄養職員へ戻します。カードを回収することにより、確認漏れを防ぐことができます。

年 組 ○○ ○○ さん 年 月 日 ()								
【献立名】 _____								
【原因食物】								
【変更内容】								
必ず確認してください。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対応確認</th> <th style="width: 25%;">調 理</th> <th style="width: 25%;">配 膳</th> <th style="width: 25%;">学 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応確認	調 理	配 膳	学 級				
対応確認	調 理	配 膳	学 級					

<記載例> 除去食・代替食提供時

1年 1組 さいたま 花子 さん 31年 2月15日 (金)								
【献立名】 かき玉汁 _____								
【原因食物】 卵								
【変更内容】								
卵を除去して提供 おかわりはできません								
必ず確認してください。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対応確認</th> <th style="width: 25%;">調 理</th> <th style="width: 25%;">配 膳</th> <th style="width: 25%;">学 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応確認	調 理	配 膳	学 級				
対応確認	調 理	配 膳	学 級					

<記載例> 配膳なし、食べない対応時

2年 1組 さいたま 太郎 さん 31年 3月 4日 (月)								
【献立名】 大豆と木の実のからあげ _____								
【原因食物】 カシューナッツ								
【変更内容】								
食べません (教室では配膳しません)								
必ず確認してください。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対応確認</th> <th style="width: 25%;">調 理</th> <th style="width: 25%;">配 膳</th> <th style="width: 25%;">学 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応確認	調 理	配 膳	学 級				
対応確認	調 理	配 膳	学 級					

(2) 学級担任等への連絡表示

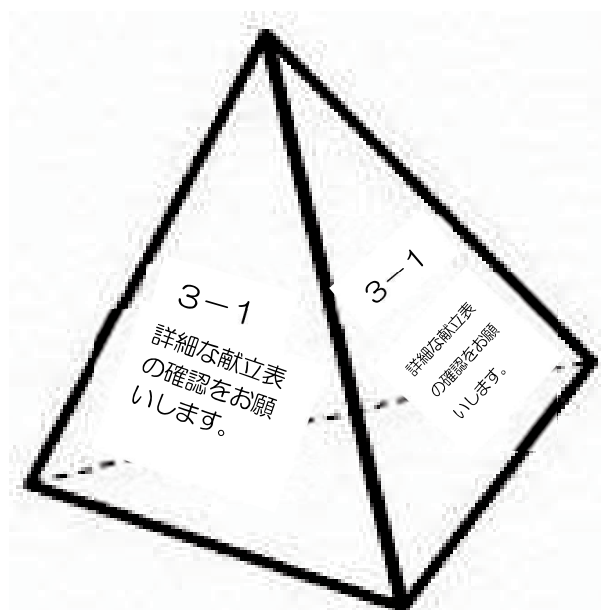
- 給食実施日の朝に、栄養教諭・学校栄養職員が学級担任の机の上に置くなどして連絡します。
- 給食終了後、学級担任は栄養教諭・学校栄養職員に戻します。

<カードを使用する例>

月	日	()
年	組	〇〇 〇〇さん
今日の給食で 除去食があります。 確認をお願いします。		

月	日	()
年	組	〇〇 〇〇さん
今日の給食で 食べない物があります。 確認をお願いします。		

<立体的な表示を使用する例>



(3) その他の連絡方法

- アレルギー対応食提供の有無や、誰に何のアレルギー対応食が提供されるのか等の情報を、日報に載せる。
- 職員室の黒板に表示する。
- 健康観察簿にラインを引く。 等

7 組織的な食物アレルギー対応

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることです。そのためにも、安全性を最優先し、栄養教諭・学校栄養職員や養護教諭、学級担任のみならず、校長等の管理職をはじめとした全ての学校職員、教育委員会関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って、組織的に対応することが不可欠です。

(1) 主な学校職員の役割

校長等	<ul style="list-style-type: none">・ 校内の食物アレルギー対応のすべての責任者であり、全ての学校職員が対応等について校内で共通理解が図れるように指導する。・ 学校としての食物アレルギー対応の基本的な考え方を、保護者に説明する。・ 「食物アレルギー対応検討委員会」を置く。・ 保護者との面談を実施する。関係教職員と協議し、対応を決定する。・ 実技を伴う校内研修を実施する。・ 緊急対応時は、対応の中心になる。経過等について、必要に応じて教育委員会に報告し、事後処理を行う。
保健主事	<ul style="list-style-type: none">・ 校長の指導のもと、関係教職員と連携し「食物アレルギー対応検討委員会」を開催する。・ 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全ての学校職員で連携を図る。・ 食物アレルギーについて、正しい知識や対応を全ての学校職員に周知する場を設ける。
給食主任	<ul style="list-style-type: none">・ 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、栄養教諭・学校栄養職員と協力して学校給食の運営を行う。・ 食物アレルギーについて、正しい知識や対応をすべての学校職員に周知する場を設ける。
学級担任	<ul style="list-style-type: none">・ 食物アレルギーを正しく理解し、該当児童生徒の食物アレルギーに関する情報を把握し、日常の対応、緊急時対応等を適切に行う。・ 個別面談を行い、医師の指示や保護者の希望を確認する。（面談での確認内容についてはP11を参照）・ 出張等で給食時間に不在になる場合は、代わりに指導にあたる教職員へ、食物アレルギーのある児童生徒の配慮事項について、確実に引継をする。（担任不在時の対応方法はあらかじめ決めておく。）・ 他の児童生徒に対して食物アレルギーのある児童生徒についての理解を促す指導を行い、偏見等が生じないように配慮する。・ 該当児童生徒が自分のアレルギーを認識し正しく行動できるように、保護者にも協力を求める。

<p>教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握する。 ・学校における食物アレルギー対応の内容を理解し、学級担任等と日々の対応を確認する。 ・学級担任不在時に代わりに指導にあたる場合は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒に対応できるようにする。 ・緊急事態発生時は、研修内容を活かし、積極的に対応できるようにする。
<p>養護教諭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を保護者に依頼する。 ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全ての学校職員で連携を図る。 ・個別面談を行い、医師の指示や保護者の希望を確認する。（面談での確認内容についてはP11を参照） ・食物アレルギーに関する書類等を適切に管理する。 ・主治医、学校医、医療機関等の連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。 ・医薬品の取り扱いや緊急時対応について確認し、全ての学校職員で共有できるように、校内環境を整える。
<p>栄養教諭 学校栄養職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、給食主任等と協力して学校給食の運営を行う。 ・個別面談を行い、医師の指示や保護者の希望を確認する。（面談での確認内容についてはP11を参照） ・毎月、アレルギー対応が必要な児童生徒の「詳細な献立表」を作成する。作成後、内容の確認を複数の教職員で行い、間違いを防止する。 ・「食物アレルギー対応検討委員会」での決定に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。
<p>調理員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、対応の内容を確認する。 ・栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。
<p>事務職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握する。 ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」発行費の就学援助制度や、給食費の取り扱いについて理解し、適切に対応する。

学校における食物アレルギー対応は、個人の努力や良心に任されるものではなく、組織で行うものです。ここでは、基本的な役割分担例を示しました。食物アレルギー対応検討委員会の構成メンバー、個別面談の実施者、その他の役割等については、学校の実情に応じて工夫してください。

(2) 食物アレルギー対応検討委員会

目的	校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応を協議決定する。 校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携する。 具体的な対応訓練等の研修を企画実施する。
組織 (委員)	○校長 ○教頭 ○学年主任 ○保健主事 ○給食主任 ○栄養教諭・学校栄養職員 ○養護教諭 等
検討 事項	○食物アレルギー対応が必要な児童生徒とその対応の把握 ○学校給食における食物アレルギー対応の方針の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の対応状況（スタッフ人数、食数など） ・児童生徒の実態（食物アレルギー対応人数、食物アレルギーの原因食物） ・調理場の施設設備等への考慮 ○該当児童生徒への学校給食での対応方法 ○校内研修の内容と実施方法

食物アレルギーは既往症のある児童生徒のみが発症するとは限りません。学校給食で初めて食したものに反応する事例、今までは反応しなかったが初めて反応する事例も少なからずあります。また、食物アレルギーを有する児童生徒が新たに転入してこくこともあります。このため、現在食物アレルギーを有する児童生徒がいない学校にあっても、体制整備を行う必要があります。

(3) さいたま市学校給食における食物アレルギー対応連絡協議会

目的	さいたま市立学校の学校給食における食物アレルギー対応に関する事項について、協議する。
組織 (委員)	○医師会 代表（浦和医師会・大宮医師会・さいたま市与野医師会・岩槻医師会） ○食物アレルギー基幹病院医師 ・さいたま市民医療センター ・さいたま市立病院 ・自治医科大学附属さいたま医療センター ・西部総合病院 ○さいたま市PTA協議会 代表 ○さいたま市立小学校校長会 代表 ○さいたま市立中学校校長会 代表 ○さいたま市学校栄養士会 会長 ○さいたま市養護教諭部会 会長 ○さいたま市教育委員会 健康教育課長
協議 事項	○学校給食における事故防止の取組の充実に関すること ○緊急時対応等を含む校内と外部機関との連携や研修の充実 ○会長が必要と認める事項 *食物アレルギー診療や「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の作成は、地域の医療機関で行い、専門医療（食物経口負荷試験など）を必要とする場合や緊急時の対応は、上記4つの基幹病院が協力する。

学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】（医療機関用）

さいたま市教育委員会は、医療機関の皆様に、手引きの趣旨・内容を御理解いただくために、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】（医療機関用）」を作成・配付しています。

(4) 埼玉県アレルギー疾患相談室

埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院である埼玉医科大学病院において、県民からのアレルギー疾患に関する相談に応じるため、アレルギー疾患相談室を開設しました。

詳細については、通知（平成30年5月29日 疾第26-13号「県アレルギー疾患相談窓口の開設について」）で確認をしてください。

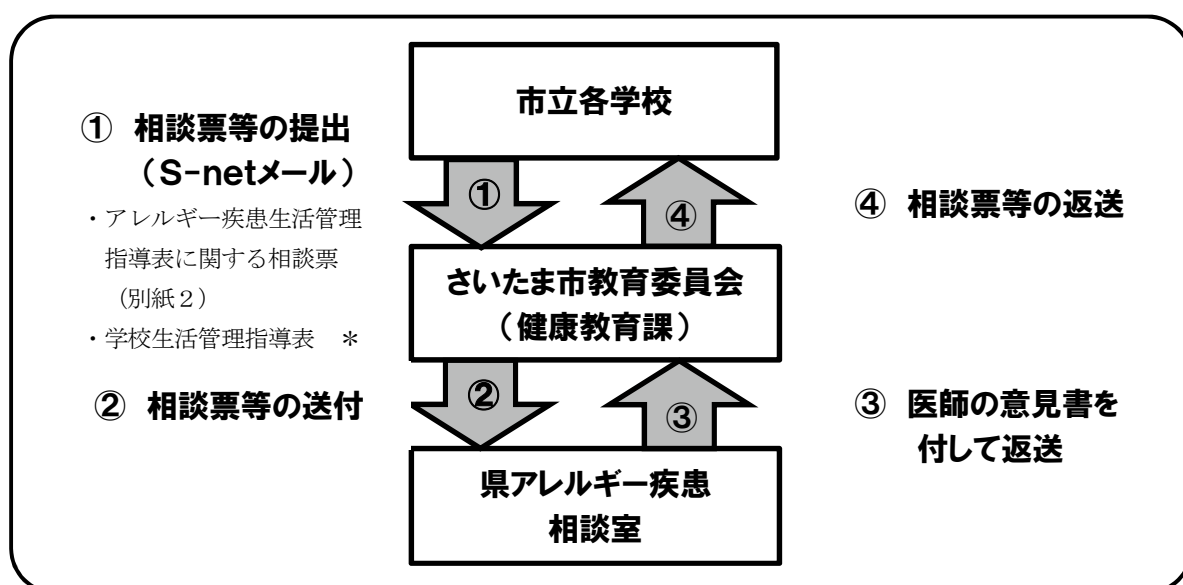


(5) 埼玉県アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業

小・中・高等学校、保育所、幼稚園等において、アレルギー疾患を有する子どもの安全や発育、生活の質を確保するために、医師による的確な診断と教職員の正しい理解に基づく適切な管理指導を行えるよう支援します。

学校に提出された「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」について対応や管理に迷う場合、教職員からの相談票を用いたメールによる相談に、小児のアレルギー疾患を専門とする医師が対応します。

詳細については、通知（平成31年2月19日 疾第2498-2号「アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業の開始について」）で確認をしてください。



* 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）は、コピーをとり名前を黒塗りし、PDF化して健康教育課に提出する。



8 学校生活上(学校給食以外)の留意点

食物アレルギーは、学校給食だけで起こるとは限りません。学校生活において「食べる活動」や「食品を扱う活動」の際は、いつでも食物アレルギーの症状が現れることを想定し活動計画を立て、配慮する必要があります。「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」に記載された内容を参考に、保護者と十分な協議を行い、個別の対応をとってください。

また、学校での活動において、初めて症状が現れる場合もあります。食後に疑わしい症状がみられた場合は、食物アレルギーを疑って対応することが大切です。

(1) 食物・食材を扱う授業・活動

ごく少量の原因物質に触れるだけでもアレルギー症状を起こす児童生徒がいます。このような児童生徒は、原因物質を「食べる」だけでなく、「吸い込む」ことや「触れる」ことも発症の原因となるので、個々の児童生徒に応じたきめ細かい配慮が必要です。

活動を計画する際には、食物アレルギーを有する児童生徒の有無を確認します。たとえ食物アレルギーを有する児童生徒がいない場合であっても、食物・食材を扱う活動を実施する前には、管理職等に相談報告を行い、保護者に連絡をしておくことが必要です。また、養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員とも、活動内容や使用食物について、情報を共有しておくといでしょう。

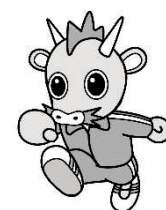


- 調理実習(・家庭科学習 ・クラブ活動 ・部活動)
- 給食当番、掃除当番、牛乳パックの洗浄(リサイクル活動)
- 図工授業の材料(・牛乳パック ・卵のパック ・卵の殻 ・お菓子の箱 ・小麦粉粘土 等)
- 理科授業での解剖(・いか)
- 歯科保健に関する活動(・りんご、クッキー、すめめ等をかむ活動)
- 植物の観察、栽培、収穫(・ピーナッツ ・野菜 ・果物 等)
- 体験学習(・そば打ち体験 ・みそづくり体験 ・もちつき ・果物狩り 等)
- 部活動(・弁当一括購入 ・差し入れ 等)
- 周年記念行事等でのお祝い品
- イベントや文化祭での模擬店
- 災害時の炊き出し、災害用備蓄食料

(2) 運動(体育・部活動等)

アナフィラキシーの既往のある児童生徒について、運動がリスクとなるのかどうかを把握し、運動する機会が多い学校生活を安全に管理する必要があります。

- 食物依存性運動誘発アナフィラキシー
 - ・ 運動と原因食物の組み合わせにより、症状が誘発される。
 - ・ 原因食物を摂取したら4時間(少なくとも2時間)は運動を避ける。
 - ・ 運動する予定があれば、原因食物を4時間以内に摂取しない。



(3) 校外学習・宿泊を伴う校外活動

校外学習や宿泊を伴う校外活動での、注意点や配慮すべきことを知ることで、校外での不測の事態を避けるとともに、万が一発症した場合にも迅速に対応できるようになります。校外での活動は、全ての児童生徒にとって貴重な体験であり、食物アレルギーを有する児童生徒も安全に楽しく参加できるように配慮してください。



- 児童生徒だけの食事（外食等）が計画されている場合
 - ・ 食べられるものと食べられないものの確認、食事場所やメニューの確認
 - ・ 緊急時の連絡方法の確認
 - ・ 本人を交えて事前指導を実施
 - ・ お弁当やお菓子の交換の取扱いについて確認

- 宿泊先での食事の配慮
 - ・ 宿泊先の食物アレルギー対応の有無の確認
 - ・ 事前の宿泊先への依頼と提供する食事の調整

- 万が一の発症に備えた準備
 - ・ 搬送する医療機関を調査・確認
 - ・ 全ての引率教職員が、該当児童生徒の詳細を把握
 - ・ 場合によっては、主治医からの紹介状を用意
 - ・ 薬を持参する場合や、エピペン[®]が処方されている場合には、管理方法、発症した場合の対応を事前に保護者・本人・主治医・学校医等と十分に相談

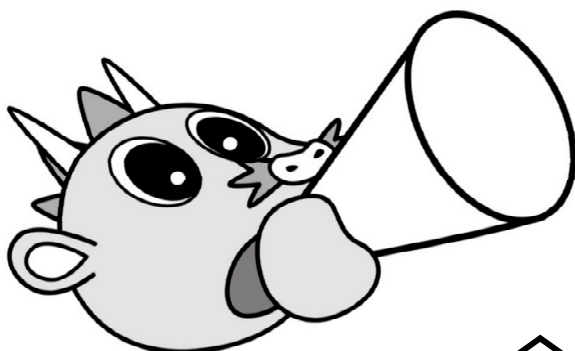
● 館岩少年自然の家での「自然の教室(夏季・冬季)」における食物アレルギー対応

- ・ 「自然の教室」を実施するにあたって作成する「実施計画作成資料」で詳細を確認する。
- ・ 提出書類、活動内容等について、関係者（保護者、主治医、教職員、自然の家所員、食事提供者）で十分に打合せをする。
- ・ 該当児童生徒の食物アレルギー対応については、全ての引率教職員で確実に共有する。
- ・ 「そばアレルギー」の児童生徒がいる場合の「そばうち体験」については、十分な配慮が必要である。

(4) その他の配慮・管理事項

- ・ 家庭での食事が原因で、登校中等に症状が現れる場合があります。食物アレルギーが疑われる症状が発生した場合は、適切に対応してください。
- ・ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)において、該当児童生徒の注意点等が記載されている場合は、その内容について保護者に確認し、対応等については全ての学校職員で情報を共有します。

第3章 緊急時対応のための体制づくり



1 校内研修

- (1) 傷病者発生時対応訓練
- (2) アドレナリン自己注射薬(エピペン[®])
練習用トレーナーの操作練習
- (3) 食物アレルギー対応に有用なツール
- (4) 緊急時対応に関する資料

2 ヒヤリハット事例

1 校内研修

まずは誤食をしないようにするべきですが、誤食または新規発症によるアナフィラキシーに対応できるように訓練を行う必要があります。

アナフィラキシーに対する唯一の治療薬はアドレナリンであり、必要な場合は迅速に使用する必要があります。学校現場で生命が危険な状態である場合に、救命の現場に居合わせた教職員がアドレナリン自己注射薬（エピペン®）を本人に代わって使用することは、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」において示されている内容（P 66～68）に即している限りは、医師法違反にはなりません。

【P 58～：エピペン®等に関する通知 参照】

（1）傷病者発生時対応訓練

- 各学校においては、毎年度当初、学校職員を対象に、傷病者発生時対応訓練を実施します。
- 実施の際は、「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」DVDを活用してください。応用例として、食物アレルギーの事例がありますので、以下のような場面を想定して、訓練を実施しましょう。

● 体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～DVD

傷病者：小3女子 食物アレルギーあり（原因食物：牛乳）

緊急時薬・エピペン®処方あり（ランドセルの中に常時保管）

場 所：教室、担任が在室

時 間：給食の時間

状 況：給食の時間中、自席で給食を食べていたところ、食べ始めて5分後に咳こみ、息苦しいと担任に訴えた。

（2）アドレナリン自己注射薬(エピペン®)練習用トレーナーの操作練習

- 各学校においては、毎年度当初（給食開始までに）、学校職員を対象に、練習用トレーナーの操作練習を実施します。
- 実施の際は、以下の資料を活用してください。

● アレルギー疾患対応資料(平成27年3月31日 教学健第5391号 通知)

資料1： 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版

資料2： 学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）

資料3： エピペン®練習用トレーナー

資料4： エピペン®練習用トレーナーの紹介のチラシ

資料5： 学校給食における食物アレルギー対応指針

(3) 食物アレルギー対応に有用なツール

1 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

(日本学校保健会)

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_1/1.pdf



2 学校のアレルギー疾患に対する取り組み Q&A (日本学校保健会)

<https://www.gakkohoken.jp/themes/archives/40>

3 学校給食における食物アレルギー対応指針

(文部科学省 作成委員：座長 今井孝成、顧問 海老澤元宏)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_ics/Files/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf



4 アレルギー疾患対応資料 (DVD) 映像資料及び研修資料 (文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1355828.htm



5 食物アレルギー診療の手引 2017

(厚生労働科学研究班 研究代表者：海老澤元宏)

<https://www.foodallergy.jp/wp-content/themes/foodallergy/pdf/manual2017.pdf>



6 食物アレルギーの栄養指導の手引 2017

(厚生労働科学研究班 研究代表者：海老澤元宏)

<https://www.foodallergy.jp/wp-content/themes/foodallergy/pdf/nutritionalmanual2017.pdf>



7 一般向けエピペンの適応 (日本小児アレルギー学会)

<http://www.jspaci.jp/modules/membership/index.php?page=article&storyid=63>

8 食物経口負荷試験実施施設一覧 (食物アレルギー研究会 代表世話人：海老澤元宏)

<https://www.foodallergy.jp/ofc/>

9 食物アレルギー診療ガイドライン 2016 ダイジェスト版

https://www.dental-diamond.jp/conf/nakakohara/allergy_2016/html/index.html

10 食物アレルギーを正しく知ろう

(独立行政法人 環境再生保全機構)

https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/archives_28216.html



(4) 緊急時対応に関する資料

- 食物アレルギー対応マニュアル
- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン 要約版
(平成27年2月 文部科学省・日本学校保健会)
- さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【改訂版】
(11 食物アレルギーによるアナフィラキシー)
- さいたま市教育委員会危機管理マニュアル(抜粋)

食物アレルギー対応マニュアル

- ◆ 異変に気がついたら、まずは人を集める
- ◆ 下記の症状をチェックして、すばやく重症度を判断する
- ◆ 急激に変化するため、ピークを越えるまでは注意深く観察する
- ◆ 悪化が予想される場合には症状の出現を待たずに次の対応へ
- ◆ 少なくとも1時間は観察し、完全によくなるまで目を離さない

＜東京都食物アレルギー緊急時対応マニュアルより引用、一部改変＞

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もろろ <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 唇が触れにくい <input type="checkbox"/> まはまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 大が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> セーゼーする呼吸
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返す吐き続ける
目・口・鼻・顔面の症状	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ
皮膚の症状	<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤

緊急

① すぐにエピペンを使用する
 ② 救急車を要請する(119番通報)
 ③ その場で安静を保つ(歩かせない)
 ④ その場で救急隊を待つ
 ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる
 ⑥ 仰向けにして足を上げる

受診

① 内服薬を飲ませ
 ② 速やかに医療機関を受診する(救急車の要請も考慮)
 ③ 急速に進行する場合は左記の対応を行う
 ④ 座位にして会話しながら観察すると、重症化の判断がしやすい

注意

- ① 内服薬を飲ませる
 ② 急速に進行する場合は左記の対応を行う

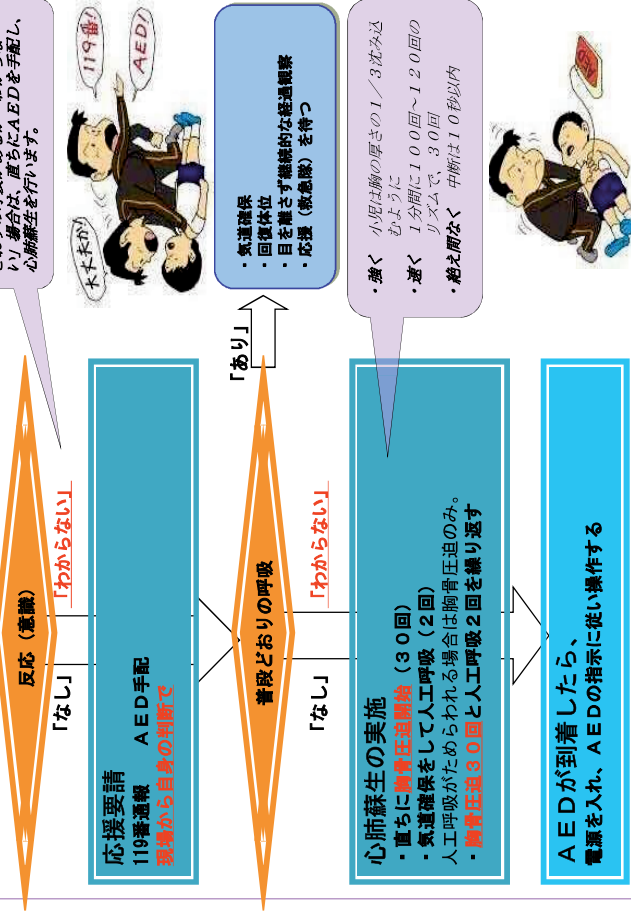
(※このマニュアルはさいたま市民医療センターの資料です。)

アドレナリン自己注射薬 (エピペン® 注射液) の使用手順



- 1 青い安全キャップを上に向けて、片手でしっかりもつ。
2 もう片方の手で、青い安全キャップを外す。
- 3 太ももの前外側に垂直になるようにオレンジンの先端を強く押し付ける。
4 押し付けたまま、数秒待つ。
- 5 緊急の場合は、衣服の上からでも、注射できる。注射後オレンジンのニードルカバーが伸びたことを確認する。

「傷病者発生時における判断・行動チャート」



- ◆ 救急車への同乗(当該児童生徒に最初に対応した教職員が同乗し、事故発生時から
 の状況を救急隊や医師に報告する。)
- ◆ 最初に来た応援者が指揮命令者となり、対応にあたる教職員に役割分担を指示する。
- ◆ 管理職は現場到着した時点で指揮命令者と共に指揮命令にあたる。
- ◆ 他の児童生徒の混乱や動揺を抑えたと共に、噂や憶測により誤った情報が伝わらない
 よう十分な指導を行う。

③ 緊急時の対応

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版 平成27年2月

発見者＝観察

子供から離れず観察
助けを呼ぶ
緊急性の判断
エピペン®、AEDの
指示

アレルギー症状がある
(食物の関与が疑われる)

原因食物を食べた
(可能性を含む)

原因食物に触れた
(可能性を含む)

呼びかけに反応がなく、
呼吸がなければ心肺蘇生

緊急性が高いアレルギー症状があるか、5分以内に判断

<緊急性が高いアレルギー症状>

- 全身の症状**
- ぐったり
 - 意識もうろう
 - 尿や便を漏らす
 - 脈が触れにくい
 - 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるようなせき
- 息がしにくい
- 持続する強いせき込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

消化器の症状

- 我慢できない腹痛
- 繰り返し吐き続ける



これらの症状が
一つでもあれば

チームワークが大切

準備

- 緊急時の対応の準備
- エピペン®の準備
- AEDの準備

連絡

- 救急車の要請
- 管理職を呼ぶ
- 保護者への連絡

記録

- 観察の開始時間
- エピペン®を使用した時間
- 5分ごとの症状
- 内服薬を飲んだ時間

その他

- ほかに子供への対応
- 救急車の誘導

- 救急車を要請(119番通報)
- ただちにエピペン®を使用
- 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → AEDの使用
- その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない!**

安静を保つ体位



ぐったり、意識もうろうの場合 …… 吐き気、おう吐がある場合 …… 呼吸が苦しくあお向けになれない場合

- その場で救急隊を待つ

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



② 利き手でグーで握る



③ 青い安全キャップを外す



④ 太ももの外側に注射「カチッ」と音がするまで押し当て、五つ数える



本人が注射できない場合
衣類の上からも打つことができる
ポケットの中身を確認



⑤ オレンジ色のニードルカバーがのびていることを確認する



1 1 食物アレルギーによるアナフィラキシー

6月、A小学校の給食指導中に、児童Aが、全身に強いかゆみがあり、気分が悪く、むかむかした感じであると教員に訴えてきた。話をしている間に、児童Aはぐったりし、意識がもうろうとしてきた。アナフィラキシーが疑われる。

状況把握とその対応

傷病等の状況把握

- ・全身の症状、呼吸器の症状などを迅速に把握する。
→学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】P.20参照

救急車要請、応援要請

- ・その場から救急車の要請（119番通報）を行う。
- ・教職員の応援を依頼する。（職員室等への連絡指示）

応急手当、心肺蘇生法

- ・症状の出た場所で安静にさせる。
- ・ショック体位（足側を15～30cm高くする姿勢）をとらせる。
- ・気道の確保を行う。（頭部後屈あご先挙上法等）
- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン®）が処方されている場合は、直ちに使用する。（使用した際は、時間を記録し、使用した旨を救急隊に伝え、使用済の注射器を渡す。）
- ・反応（意識）と普段どおりの呼吸が「ない」「わからない」場合は、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行う。→ASUKAモデルP.3、P.8参照
- ・移動する場合には、担架等を使用し、体を横にした状態で移動する。

指揮命令者による指示

- ・指揮命令者が、対応に当たたる教職員に役割分担を指示する。
→ASUKAモデルP.9～10、ASUKAモデル解説P.16参照
- ・対応について報告させ、状況について把握する。

救急車への同乗

- ・第1発見者（状況を把握している者）が、救急車に同乗し、事故発生時の状況を医師に報告する。

情報の管理

- ・児童の混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

保護者への連絡等

- 1 担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故の概要や児童の状況（いつ、どこで、何を、どうなった、どのような手当をして、今どうなっているか。）、搬送先病院等を伝える。（事実を正確に伝える。憶測では伝えない。）
→ASUKAモデルP.10～11参照、ASUKAモデル解説P.16、P.19参照

- 2 管理職と担任は、速やかに病院に駆けつけ、児童Aを見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。

- 3 校長は、電話で事故の概要の第一報を教育委員会に報告する。
（健康教育課 ☎048-829-1679）

- 4 校長は、学校医に連絡し、指導・助言を受ける。

事後措置

- 1 第1発見者（最初に対応した教職員）等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- 2 外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、混乱することがないように配慮する。
- 3 原因、対応等を分析し、体制の見直しや研修を行う等、事故の再発防止策を講じる。
- 4 保護者に独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。
- 5 児童の心のケアを行う。

【参考】

アナフィラキシーは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数かつ急激に出現した状態である。その中でも血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような重篤な状態をアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと死に至る可能性もある。また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず、運動や医薬品、蜂刺され等によっても起こる場合があることも知られている。

※しばらくして症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合があるので、保護者に迎えに来てもらい、症状を説明し、医療機関での受診を勧めらる。

○さいたま市教育委員会危機管理マニュアル（抜粋）

1 総記

(1) 目的

この危機管理マニュアルは、さいたま市危機管理指針、さいたま市緊急事態等対処計画等に定めるもののほか、教育委員会の所管に係る危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に対応し、市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全の確保並びに行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

(2) 危機の定義

危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）であるいは、行政の信頼性を損なう事態をいう。

(3) 対応の基本方針

市民の救済、救護等を優先することとし、人的・物的被害の拡大の防止に努める。

① 部、課（室・所・館）及び学校の対応

ア 部

- ・危機が部内の複数の課等に及ぶ場合に、必要な調整、情報収集等を行う。
- ・危機と判断する場合には速やかに局危機管理補助者へ通報するとともに、必要な指示を受け、課（室・所・館）及び学校への連絡調整、報告の徴収等を行う。

イ 課（室・所・館）及び学校

- ・市民の救済、救護等を行う。
- ・人的、物的被害等の拡大を防止する措置を行う。
- ・情報収集に努め、部危機管理責任者（学校にあっては対応課所等）への報告、連絡等を行う。

② 課所等の対応

下表のとおり危機の内容に応じて、所管する課所等が対応することとし、必ず「2 報告等の体制」により報告し、指示を受ける。

危機の内容	対応課所等
学校施設設備の事件・事故等	学校施設課、高校教育課
教職員の事件・事故等	教職員人事課、高校教育課
児童生徒の事件・事故等	指導2課、健康教育課、高校教育課
食中毒、感染症等	健康教育課
職員的事件・事故等	教育総務課
各教育施設での事件・事故等	各所管課（館、室、所）
風水害警戒時	教育総務課、学校施設課、学事課、指導1課、健康教育課、生涯学習振興課、文化財保護課、他

※具体的連絡は、次頁以降のフローに依ること。

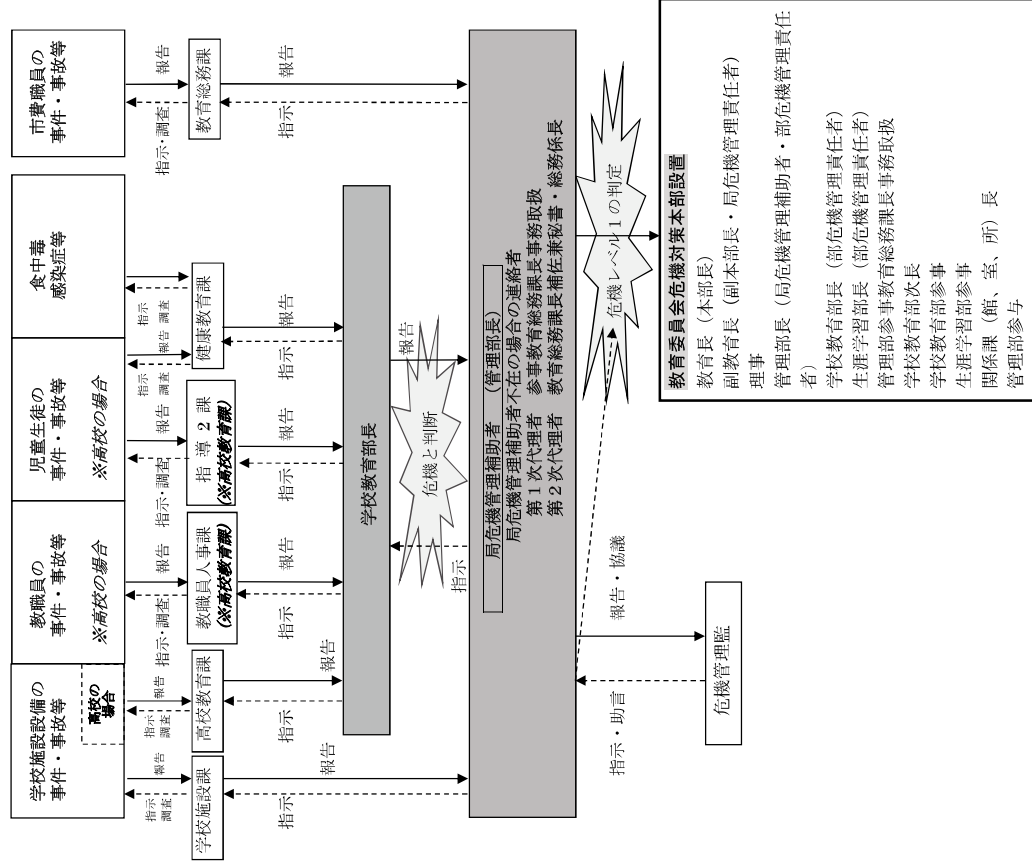
③ 連絡方法

勤務時 通常の連絡手段や「さいたま市学校安心メール」等により連絡する。
夜間・休日 教育委員会事務局緊急連絡網や「さいたま市学校安心メール」等を使用して連絡する。

2-1 報告等の体制（風水害警戒時を除く。）

《報告・指示・調査フロー》

【 学校（幼稚園を含む）・事務局 】

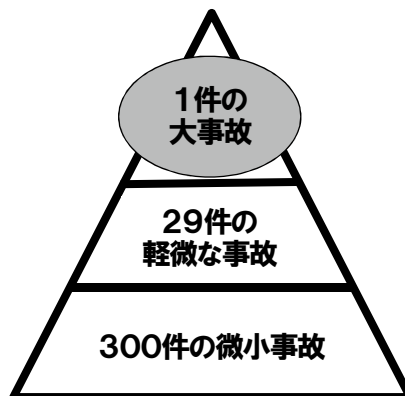


2 ヒヤリハット事例

「ハインリッヒの法則」は、大事故は突然起こるのではなく、1件の大事故が起こる背景には29件の軽微の事故があり、300件の微小事故が存在している、ということです。5000例の労災事故の分析から見出された法則です。

人間はもともとミスを犯しやすい動物であり、ヒューマンエラー（人間に起因する誤り、人為的なミス）は避けられません。指導の中で、事故には至らなかったけど、一歩間違えれば事故になった、危なかった、言い換えると「ヒヤリとした」「ハッとした」経験を「ヒヤリハット事例」として全体で共有し、大事故にしないよう対策を考え、実行し、以後の事故防止に努めましょう。

なお、ヒヤリハット事例は食物アレルギー対応の該当児童生徒が、原因食物を口にせず済んだ事例です。原因食物を口にしてしまった場合は、誤食となります。（症状が現れなくても誤食です。）



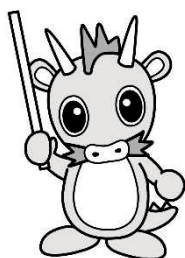
ヒヤリハット事例が発生した場合は、教育委員会（健康教育課）へ「食物アレルギー ヒヤリハット報告書」（様式5）を提出してください。

様式 5

食物アレルギー ヒヤリハット報告書

学校名	さいたま市立 けんこう 小・中・高等・特別支援学校			
報告者名	職名	教頭	氏名	さいたま 太郎
報告日時	31年 3月 1日（金 曜日） [14時 00分]			
調理の形態	直営	委託（業者名：）		
発生日時	31年 3月 1日（金 曜日） [12時 50分]			
学年	2年生	気付いた職員	学校栄養職員	
原因食物	卵	料理名	炒り卵入り混ぜご飯	
発生場所	教室	活動内容	給食時間・その他（）	
発生状況 (時系列で記入)	<p>12:45 卵アレルギーのある児童が、担任と一緒に除去食を給食室へ取りに来るようになっていたが、なかなか取りに来なかった。</p> <p>12:50 学校栄養職員が教室へ確認に行ったところ、該当児童が通常の給食を食べようとしていたので、除去食と交換した。</p>			
〈検証〉 原因・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任が当日の給食の対応内容について、当日の朝と配膳前に確認せず、給食配膳時に該当児童と一緒に給食室に行かなかった。 ・学年で会食前のダブルチェックをしていなかった。 			
今後の 対策・改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の食物アレルギー対応について、学年黒板に掲示し、朝、全学校職員で確認する。 ・学級担任等は、「会食前のチェックリスト」を用いて、アレルギー対応食が該当児童に届いたことを確認する。 ・該当児童生徒にアレルギー対応食が届いたことを、学年で確認してから会食を開始する。 			
備考				

ヒヤリハット発生後
速やかにFAXにて
報告してください。
送信票は不要です



献立、詳細な献立表の作成・確認

- 食物アレルギー対応当日に、調理員が食物アレルギー対応の確認をしていたところ、「調理指示書」や「詳細な献立表」に、記載されていない対象者がいることに気付いた。



【対策】

- ◇ 「献立作成時のチェックリスト」を活用し、複数の教職員で確認する。
- ◇ 「食物アレルギー対応児童生徒一覧表」「調理指示書（調理業務詳細注文表）」「配合表」を照らし合わせて「詳細な献立表」に反映されているかを確認する。
- ◇ 保護者に詳細な献立表と加工食品の配合表を配付し、確認してもらう。

発注・検収時

- リニューアルされた加工食品を発注する際に、今まで食物アレルギーの原因食物を含んでいなかったのに原材料の表示を確認しなかった。検収時に内容表示を確認したところ、食物アレルギーの原因食物が表示されていることに気付いた。
- 食物アレルギーの原因食物を含まない食品を発注したが、食物アレルギーの原因食物を含む食品が納品された。
- 発注した食材が欠品だったため、別メーカーの商品が入荷されたが、食物アレルギーの原因食物が使用されている商品だった。



【対策】

- ◇ 「予定献立変更時のチェックリスト」を用いて、複数の教職員で確認を行う。
- ◇ 「調理開始時のチェックリスト」を用いて、複数の調理担当で確認を行う。
- ◇ 納品時の検収を複数の検収担当で確実にし、発注した食材が納品されているかを確認する。包装に内容表示がある場合は、内容を確認する。
- ◇ 加工食品がリニューアルされた場合は、配合表を取り寄せ、その内容を確認する。

調理

- 卵除去のアレルギー対応食（スープ）を作るために卵を入れる前に、アレルギー対応食分を取り分けるのを忘れてしまい、全て通常食を作ってしまった。
- 調理台にくるみが置いてあることを確認せずに、他の食品を近くに置いてしまい、くるみが混入しそうになった。



【対策】

- ◇ 食物アレルギー対応作業も明記した「調理指示書（調理業務詳細注文書）」「作業工程表」「作業動線図」を参照しながら、綿密な打合せを行い、担当者を決めて確認をする。
- ◇ 出来上がったアレルギー対応食には、蓋やラップをする。

配食

- アレルギー対応食の茶わん蒸しを2種類作った。(えび除去・ぎんなん除去) 表示を逆にしまい、誤ったアレルギー対応食を配食してしまった。喫食時に生徒が気づき、食べなかった。
- 除去食をワゴンに置く際、該当クラスの隣のクラスのワゴンに置いてしまい、そのまま教室に届いてしまった。隣のクラスの学級担任が、除去食が間違っ て置かれたことに気づき、該当クラスに届けた。

【対策】

- ◇ 一つの料理に対して、複数の除去食は作らない。
- ◇ 調理後に、食物アレルギーの原因食物の混入や取り違えが起きないように管理する。
- ◇ 「調理後のチェックリスト」「運搬前のチェックリスト」を活用し、事前に決めた時間・場所・方法(ダブルチェック、指差し、声出し等)で確認する。
- ◇ 分かりやすい表示を心がけ、配食先を間違えないようにする。

受け渡し

- 卵アレルギー対応のある児童が、アレルギー対応食を給食室に取りにくることになっていたが、なかなか取りに来なかった。学校栄養職員が教室に確認に行ったところ、通常食が配膳されていたため、アレルギー対応食と交換をした。

【対策】

- ◇ 確認・連絡用カードや、学級担任等への連絡表示等を活用し、食物アレルギー対応の有無を伝える。
- ◇ 受け渡し方法は、調理員と学級担任が連携し、直接手渡しする等、事前に決めておく、確実に受け渡しができるようにする。(学級担任不在時の対応方法について、決めておく。)

学級での配膳

- ピーナッツ除去対応の生徒に、教室ではピーナッツ味噌を配膳しないことになっていたが、間違っ て配膳してしまった。
- 児童本人には除去食が配膳されていたが、他児童の配膳が終わった後に、児童本人が除去食を減らした。その際に使用したトングに原因食物のカシューナッツが付着していた。児童の行動に気付いた学級担任が、カシューナッツの混入に気づき、食べるのをやめさせた。
- 弁当(持参した代替食)を職員室で保管していた。給食の時間に本人も学級担任も弁当を取りに行くのを忘れ、「食べない料理」が含まれた給食が配膳されていた。会食前のダブルチェックで気付いた。

【対策】

- ◇ アレルギー対応食は、本人と担任等とともに学級で一番初めに配膳を行い、トングなどからの混入を防ぐ。
- ◇ アレルギー対応食が該当児童生徒に届いたことを、学級担任とその他の学校職員で、ダブルチェックする。
- ◇ 喫食直前の学級担任による確認を、「詳細な献立表」を用いて、確実に行う。

会食時

- アーモンドアレルギーがある生徒が、アレルギー対応食以外の料理をおかわりしようとしたところ、通常食を提供されている生徒が、喫食前にアーモンド入りの料理の量を減らす際に、戻す食缶を間違えたため、アーモンドが混入した料理をおかわりしそうになった。
- 詳細な献立表をもとに、生徒が自分で原因食物（ピーナッツ）を除去していた。この日に提供されたピーナッツを大豆だと思い、生徒は食べられると判断していた。生徒がピーナッツを食べようとしているのを学級担任が気づき、食べないように指導した。



【対策】

- ◇ アレルギー対応食がある児童生徒のおかわりについて、学校としてのルールを決めておく。
- ◇ 会食前に本日の対応について、給食を見ながら、学級担任と本人で確認する。

片づけ

- 牛乳パック片づけ時に、牛乳が飛び散って、牛乳アレルギーのある児童の腕に付着しそうになった。
- 牛乳パックの洗浄時、決められた洗浄用の流し場ではないところで、洗浄をしようとしていたのを発見し、場所を変えるよう指導した。



【対策】

- ◇ 給食準備や片づけ、清掃などでも食物アレルギーの原因食物に触れないよう、学級担任は「会食前のチェックリスト」で確認し、該当の児童生徒に注意を促す。
- ◇ 該当児童生徒が食物アレルギーの原因食物に接触しないように配慮する。
- ◇ 周囲の児童生徒にも説明し、配慮できるように指導する。



第4章 資料・様式

資料 1	学校における食物アレルギー対応について (学校における食物アレルギー対応希望届)	P 4 2
資料 2	学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)	P 4 3
資料 3	食物アレルギーを有する児童生徒への対応について<保護者宛>	P 4 4
資料 4	学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用) について<保護者宛>	P 4 4
資料 5	学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用) の作成について<主治医宛>	P 4 5
様式 1	食物アレルギー個人カルテ	P 4 6
様式 2	食物アレルギー対応面談等記録票	P 4 7
様式 3	食物アレルギー対応児童生徒一覧表	P 4 7
様式 4	学校給食における食物アレルギー対応について	P 4 8
様式 5	食物アレルギー ヒヤリハット報告書	P 4 8
様式 6	事故未然防止のためのチェックリストⅠ (献立作成時) Ⅰ-1 献立作成時 Ⅰ-2 予定献立変更時	P 4 9
様式 7	事故未然防止のためのチェックリストⅡ (調理時) Ⅱ-1 調理開始時 Ⅱ-2 調理後 Ⅱ-3 運搬前	P 5 0 P 5 1
様式 8	事故未然防止のためのチェックリストⅢ (会食前) Ⅲ 会食前 記入例	P 5 2 P 5 3
参考 1	食物アレルギー等 発症状況報告書	P 5 4
参考 2	学校における食物アレルギー対応解除届	P 5 4

● 誤食の場合、給食後にアレルギー症状が発生した場合

速やかに、電話で健康教育課へ報告してください。

報告内容は【参考 1 食物アレルギー等発症状況報告書】を参考にしてください。

● 食物アレルギーが疑われる症状が発生した場合

速やかに、電話で健康教育課へ報告してください。

● 食物アレルギー対応を解除する場合

「学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)」を提出しないことで、食物アレルギー対応を解除としています。

必要に応じて【参考 2 学校における食物アレルギー対応解除届】を活用ください。



年 月 日

保護者 様

さいたま市立〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇

学校における食物アレルギー対応について

保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、食物アレルギーのあるお子様が、より安全・安心な学校生活を送ることができるように、症状等を把握し、可能な範囲で特別な配慮を行っております。学校での対応を希望される場合は、下記の事項を御確認の上、切り取り線下の「学校における食物アレルギー対応希望届」に必要事項を記入し、〇月〇日までに学級担任へ提出してください。

記

- 食物アレルギーにより学校給食において除去食等の対応を希望し、「学校における食物アレルギー対応希望届」を提出された方には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をお渡しします。原因食物の除去等について指導を受けている主治医に、記載を依頼してください。
- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、症状や対応に変化のない場合も、毎年提出してください。
- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の文書料は自費となり、医療機関により異なります。子育て支援医療費助成制度の対象外です。
- 学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」発行費は、就学援助制度の対象となります。該当する方はお申し出ください。
- 具体的な対応については、学校と保護者で面談を実施し、対応内容を検討いたします。
- 年度途中で、アレルギー疾患を発症した場合や、症状の変化により対応に変更が生じた場合は、随時、学級担任に連絡してください。

----- 切り取り線 -----

〇〇〇学校長 宛

学校における食物アレルギー対応希望届

食物アレルギーがあり、主治医の指導により配慮が必要なことから、学校での対応を希望します。

年 月 日

児童生徒名 _____

保護者氏名 _____

印 _____

表 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

(公財) 日本学校保健会作成を一部改良
さいたま市教育委員会

名前 _____ 男・女 平成 ____年 ____月 ____日生 (____歳) _____ 学校 ____年 ____組 提出日 平成 ____年 ____月 ____日

病型・治療	学校生活上の留意点		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:
	緊急時連絡先	記載日	
気管支ぜん息 (あり・なし) A. 重症度分類 (発作型) 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型 B-1. 長期管理薬 (吸入薬) 1. ステロイド吸入薬 2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3. 吸入抗アレルギー薬 (「インタール®」) 4. その他 () B-2. 長期管理薬 (内服薬・貼付薬) 1. テオフィリン徐放製剤 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. ベータ刺激内服薬・貼付薬 4. その他 ()	急性発作治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 急性発作時の対応 (自由記載)	運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名 () 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 その他の配慮・管理事項 (自由記載)	記載日 _____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____
アトピー性皮膚炎 (あり・なし) A. 重症度のめやす (厚生労働科学研究班) 1. 軽症: 面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 ※軽度の炎症: 軽度の紅斑・乾燥・痒疹、漆原主体の病変 ※強い炎症を伴う皮疹: 紅斑・丘疹・びらん・浸潤・苔癬化などを伴う病変 B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 () B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 () C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし	プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名 () 発汗後 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. (学校施設で可能な場合) 夏季シャワー浴 その他の配慮・管理事項 (自由記載)	記載日 _____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし) A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 () B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()	プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 その他の配慮・管理事項 (自由記載)	記載日 _____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____	

裏 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

(公財) 日本学校保健会作成を一部改良
さいたま市教育委員会

名前 _____ 男・女 平成 ____年 ____月 ____日生 (____歳) _____ 学校 ____年 ____組 提出日 平成 ____年 ____月 ____日

病型・治療	学校生活上の留意点		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話:
	緊急時連絡先	記載日	
アナフィラキシー (あり・なし) 食物アレルギー (あり・なし) A. 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B. アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) () 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他 () C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に診断根拠を記載 1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ビーナッツ () 6. 種類・木の实類 () () 7. 甲殻類 (エビ・カニ) () 8. 果物類 () () 9. 魚類 () () 10. 肉類 () () 11. その他1 () () 12. その他2 () () D. 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬 (「エピペン®」) 3. その他 ()	給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要 その他の配慮・管理事項 (自由記載)	記載日 _____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____	
アレルギー性鼻炎 (あり・なし) A. 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他 ()	屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 その他の配慮・管理事項 (自由記載)	記載日 _____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____	

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を学校職員 (給食調理業務委託先の調理業務従事者も含む)、教育委員会、医療機関で共有することに同意しますか。
 1. 同意する
 2. 同意しない
 保護者署名: _____



保護者の方へ

食物アレルギーを有する児童生徒への対応について

さいたま市教育委員会

資料 3

学校では、お子様が「安全・安心」に学校生活を送ることができるように、食物アレルギーに関する取組を行っています。保護者の方の御協力をお願いします。

食物アレルギーに関する対応として、学校において個別の対応を必要とすることが、検討してください。

学校生活において個別の対応が必要な場合は？

- ・除去食対応が必要など、給食の配慮が必要である。
- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン®）、抗ヒスタミン薬などを処方されている。
- ・食物食材を扱う授業・活動で配慮が必要である。
- ・運動（体育・クラブ活動等）、校外活動などで配慮が必要である。 など

食物アレルギー対応を希望する旨を学校に申し出て、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を受け取り、医療機関を受診してください。

医師が作成した「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校へ提出してください。学校での対応について、個別面談を行います。

- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を基に、学校生活における配慮について御相談します。
- ・給食だけではなく、食物・食材を扱う授業や、校外活動などについても御相談します。
- ・全ての御要望にはお応えできない場合もありますので御了承ください。
たとえば、極微量で反応が誘発される可能性がある場合等は、事故防止のため、お弁当の持参をお願いする場合があります。

食物アレルギー対応が開始されます。

<食物アレルギーの治療に関する情報>

血液検査が陽性でも食べられることはよくあります。食べられる範囲（量や調理方法など）を正しく判断するためには、アレルギー専門医の下で行う「食物経口負荷試験」が必要な場合もあります。「食物経口負荷試験」を実施している医療機関については、主治医の先生や学校にお問い合わせください。



保護者の方へ

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」について

さいたま市教育委員会

資料 4

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、個々の児童生徒について、症状等の特徴を正しく把握するために必要な書類です。除去食等を指導している主治医とよく相談して、記載を依頼してください。

乳幼児期に発症した即時型アレルギー反応の多くは、成長とともに治ゆると考えられます。継続した受診をしていない場合には、診断を見直す良い機会となりますので、医師と相談し、除去が必要か再評価してもらいましょう。

また、血液検査が陽性でも食べられることはよくあります。アレルギー専門医と相談し、食物経口負荷試験をするなどして、必要最小限の除去をしましょう。主治医から「記載できない」「食物経口負荷試験が必要」などと診断された場合には、アレルギー専門医を紹介してもらうとよいでしょう。

<「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要な方>

学校生活において、食物アレルギーに関する配慮が必要な場合に提出します。

配慮とは、「食物アレルギーのために除去食対応が必要である」「アドレナリン自己注射薬、抗ヒスタミン薬などを処方されている」などがあります。

<発行料金>

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、診断書と同じ扱いになります。文書料は自費となり、医療機関により異なります。子育て支援医療費助成制度の対象外です。

学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」発行費は、就学援助制度の対象となります。該当する方は学校にお申し出ください。

<受診の準備>

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、医師が御本人や保護者の方と相談しながら作成します。アレルギーの原因食物は何か、なぜ除去しているのか、家庭での原因食物の摂取状況、以前の診断はどのようなものであったか等を、正確に医師に伝える必要があります。受診がスムーズにできるように、保護者の方も、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の内容を確認しておくよいでしょう。

年度末は医療機関が非常に混雑するだけでなく、診断には食物経口負荷試験を行うなど時間がかかるため、早めに医療機関を受診し、次年度に向けての相談を開始してください。

<その他>

提出された「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を学校職員（給食調理業務委託先の調理業務従事者も含む）、教育委員会、医療機関で共有します。



主治医の先生へ

資料 5

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の作成についてのお願い

学校では、食物アレルギーを有し、学校での対応が必要な児童生徒の保護者に対して、原因食物の除去を指導している主治医に記載していただいた「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を学校へ提出していただくよう求めています。
必要に応じて、保護者を通じて学校からより詳細な情報提供や指導助言をお願いすることもありますので、御協力くださいようお願いいたします。

<作成にあたっての留意点について>

- 現在の状況及び今後1年間を通じて予想される状況を記載します。
- 食物アレルギーは、成長とともに寛解することがあるので、毎年、対応の見直しが必要です。また、症状等に変化がない場合であっても、配慮が必要な間は、毎年新しいものを学校へ提出することになっています。また、対応に変化があった場合は、提出から1年未満でも学校生活管理指導表にてお知らせください。
- 記載については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(財団法人 日本学校保健会)を参考にしてください。
参考 URL: <http://www.gakkohokoku.jp./moodlees/books/index.php?fcf=photos&p=51>
- 学校生活において、配慮が必要とする場合にのみ作成するものです。I g E 抗体等検査結果が陽性でも、除去などの配慮が不要な食物については記入する必要はありません。
- 原因食物の除去を指導している主治医が記入してください。判断に迷う場合や、より専門的な診療が必要な場合には、専門の医療機関を受診するよう紹介してください。
- 緊急連絡先医療機関については、「B. アナフィラキシー病型」や「D. 緊急時に備えた処方薬 2. アドレナリン自己注射薬 (エピペン®)」に○がついている場合には、必ず記載してください。緊急時の受け入れができない場合には、受け入れ可能な医療機関名を記載してください。

- 食物アレルギー・アナフィラキシー病型について、過去にアナフィラキシーの既往がある場合には、左のアナフィラキシー欄の「あり」に○をつけてください。アナフィラキシーとは「複数の臓器にわたり症状がみられた」場合を意味します。蕁麻疹だけがみられるものは含まれません。診断書と同じ扱いになります。文書料は自費となり健康保険や子育て支援医療費助成制度の対象外です。

資料 5

<診断根拠(必須)>

一般に食物アレルギーを血液検査だけで診断することはできません。実際に起きた症状と食物経口負荷試験などの専門的な検査結果を組み合わせて、医師が総合的に診断します。したがって、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)には、検査のデータ等の記載は不要です。

食物の除去が必要な児童生徒であっても、あまりに除去品目が多い場合には、不要な除去を行っている可能性が高いと考えられます。除去品目が多いと食物アレルギー対応が大変になるだけでなく、成長発達の高い時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には、「診断根拠」欄を参考に、保護者と相談しながら慎重に診断をしていくことが必要です。

① 明らか症状の既往

過去に、原因食物の摂取により明らかなるアレルギー症状が起きているので、診断根拠として高い位置付けになります。

ただし、鶏卵、牛乳、小麦、大豆などの主な原因食物は年齢を経るごとに耐性化すること(食べられるようになること)が知られています。実際に、乳幼児早期に発症する食物アレルギーの子どものおおよそ9割は、就学前に耐性化するので、直近の1~2年以上症状が出ていない場合には、「明らか症状の既往」は、診断根拠としての意味合いを失っている可能性もあります。主な原因食物に対するアレルギーがあり、耐性化の検証が行われていない場合には、既に食べられるようになっていている可能性も十分に考えられます。

② 食物負荷試験陽性

食物経口負荷試験は、原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験です。この試験の結果は、上記①に準じたものと考えられるため、診断根拠として高い位置付けになります。ただし、①の場合と同様に主な原因食物についての1年以上前の食物経口負荷試験の結果は信頼性が高いとは言えませんので、再度食べられるかどうか検討する必要があります。また、アナフィラキシー症状を起こす危険性が高い場合や、直近の明らかなる陽性症状、血液検査などの結果などによっては、食物経口負荷試験の実施を省略して診断することもあります。

③ IgE抗体等検査結果陽性

鶏卵や牛乳などの主な原因食物に対するI g E抗体値が高値の場合には、③だけを根拠に診断する場合もあります。しかし、一般的には、血液や皮膚の検査結果だけで食物アレルギーを正しく診断することはできません。検査が陽性であっても、実際は食べられる子どもが多いのも事実です。そのような場合には、記載する必要はありません。

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(財団法人 日本学校保健会)より抜粋

食物アレルギー個人カルテ

秘

面談日 年 月 日
作成日 年 月 日

(ふりがな) 児童生徒氏名	性別	男	女	生年月日	年	月	日
	電話番号						
保護者氏名	緊急連絡先 (続柄等)						
保護者住所	さいたま市						

1 原因食物と具体的な症状及び診断根拠	
原因食物と具体的な症状	診断根拠 ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性
2 家庭での食事・おやつ・外食等の対応方法	
3 アナフィラキシー発症の有無	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	原因()
4 エピペン®(アドレナリン自己注射薬)	
エピペンの使用経験の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
処方の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
エピペン®練習用トレーナーによる訓練の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5 主治医	
医療機関名及び診療科:	現在の受診状況・使用中の薬剤・指示内容
主治医:	
ID(カルテ)番号:	
住所・電話番号:	
6 緊急対応時の受診先	
医療機関名及び診療科:	
主治医:	
ID(カルテ)番号:	
住所・電話番号:	

7 学校生活の中で、どのような配慮を希望しますか(給食・学校行事等)

《学校給食における食物アレルギー対応 決定事項》

	決定 (年 月 日)	変更 (年 月 日)
詳細な献立表対応		
弁当対応		
除去食対応		
代替食対応		
その他		

《学校での様子》 アレルギー症状を発症した場合などに記録

	年 月 日	年 月 日
症状		
処置経過		
その他		

《特記事項》

食物アレルギー対応面談等記録票



年	組	氏名	男・女	初回面談日	年	月	日
初回面談出席者		保護者： 父親 ・ 母親 ()					
		校長・教頭・学級担任・保健主事・養護教諭・給食主任・栄養教諭・学校栄養職員					
		学校： ()					
年	月	日	保護者との面談記録	学校での対応			

【記載例】

年	月	日	保護者との面談記録	学校での対応
△年△月△日			出席者：母親 食物検査の結果が陰性となり、主治医から許可も得たため、牛乳除去を解除したいとの申し出があった。 (△月○日、●●病院受診。牛乳の除去解除の指示あり。)	出席者：校長 学級担任 養護教諭 栄養教諭 △月○日の給食から、牛乳除去を解除する。



年度 食物アレルギー対応児童生徒一覧表

(年 月 日 現在)

No.	年	組	児童生徒名	原因食物	給食での対応	配慮事項	クラブ活動	部活動
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

保護者様
 ○○小(中) 年 月 日 号
 さいたま市立 小(中) 学校
 校長

学校給食における食物アレルギー対応について
 年 月 日付でお申し出のありました、学校給食における食物アレルギー対応について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

年 組 児童生徒氏名

対 応 方 法
1 詳細な献立表対応 保護者の指示、もしくは児童生徒自身の判断で、学校給食から原因食物を除いて食べます。
2-① 一部弁当対応 給食で除去食等の提供が難しい献立についてのみ、弁当を持参していただきます。
2-② 完全弁当対応 給食は食べず、全て弁当を持参していただきます。
3 除去食対応 給食から原因食物を除いた除去食を提供します。
4 その他

原 因 食 物	対 応 方 法
	1 2-① 2-② 3 4
	1 2-① 2-② 3 4
	1 2-① 2-② 3 4

※ 毎月、給食の原材料を詳細に記した献立表(詳細な献立表)、加工食品の配合表等を配付します。内容の確認をお願いします。

年 組 担任
 給食担当者

食物アレルギー ヒヤリハット報告書

学校名	さいたま市立 小・中・高等・特別支援学校	
報告者名	職名	氏名
報告日時	年 月 日 (曜日) [時 分]	
調理の形態	直営 委託 (業者名:)	
発生日時	年 月 日 (曜日) [時 分]	
学年	気付いた職員	
原因食物	料理名	
発生場所	活動内容 給食時間・その他()	
発生状況 (時系列で記入)		
<検証> 原因・問題点		
今後の 対策・改善点		
備考		

※ ヒヤリハット発生後、速やかにFAXにて報告してください。
 ※ 送信票は不要です。

健康教育課 受理日時	受理者
年 月 日	
午前・午後 時 分	

さいたま市教育委員会 学校教育部健康教育課
 健康教育係 TEL 048-829-1679
 給食係 TEL 048-829-1680
 FAX 048-829-1990

学校給食におけるアレルギー事故未然防止のためのチェックリストⅠ（献立作成時）

様式 6

I-1 献立作成時のチェックリスト（栄養教諭・学校栄養職員及び管理職等、複数で確認する。）（年度）

No.	チェック項目	対象月	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
		確認日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
		確認者1																
		確認者2																
1	詳細な献立表を作成した。																	
2	1日の献立の中の複数のメニューに同じ原因食物が入っていないことを確認した。																	
3	加工食品は配合表で原因食物の使用の有無を確認し、対応をした。																	
4	調味料は配合表で原因食物の使用の有無を確認し、対応をした。																	
5	食物アレルギー対応児童生徒一覧表（様式3）を使って実施日毎に学級と対象者名を確認した。																	
6	全校配付用献立表の献立名は、原因食物がわかるように表記した。																	
7	調理指示書（調理業務詳細注文書）に食物アレルギー対応を詳しく明記した。																	
8																		

※毎月、チェックリストを使用して確認を行う。

I-2 予定献立変更時のチェックリスト（栄養教諭・学校栄養職員及び管理職等、複数で確認する。）（年度）

No.	チェック項目	変更日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
		確認日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
		確認者1																
		確認者2																
1	変更後の使用食材は、配合表で原因食物がないことを確認した。																	
2	変更後の使用食材に原因食物がある場合は、対応を調理指示書（調理業務詳細注文書）、作業工程表、作業動線図に明示した。																	
3	変更した内容を、管理職に報告した。																	
4	変更した内容を、担任に連絡した。																	
5	変更した内容を、保護者に連絡した。																	
6																		

※献立を変更する場合は、上記チェック項目を確認し、確実に対応する。

学校給食におけるアレルギー事故未然防止のためのチェックリスト II (調理時用)

様式 7

II-1 調理開始時のチェックリスト(毎朝、チーフを中心に調理担当全員で確認する。) (年度)

No.	チエック項目	確認日	月 日 (月)	月 日 (火)	月 日 (水)	月 日 (木)	月 日 (金)
		チーフ					
1	納入された加工食品等に原因食物が含まれていないことを、内容表示で確認した。						
2	学級と対象者名						
	調理指示書(調理業務詳細注文書)に記載された対応を確認した。						
	対象者毎の除去する食品及び献立名						
	アレルギー対応食に使う食器・器具						
	アレルギー対応個人カード(学級名、対象者名、メッセージ)						
3	アレルギー対応食がないことを連絡する表示(学級名、対象者名、メッセージ)						
	アレルギー対応食を調理する担当者						
	原因食物を取り分ける段階						
	作業工程表を確認した。						
	使い捨て手袋の使用、エプロンの使い分けの段階						
4	原因食物別にアレルギー対応食を作る順番						
	アレルギー対応食を調理する場所						
5	原因食物を扱う場所						
	調理指示書(調理業務詳細注文書)・作業工程表・作業動線図を掲示してある場所を確認した。						

学校給食におけるアレルギー事故未然防止のためのチェックリスト II (調理時)

様式 7

II-2 調理後のチェックリスト(毎日、チーフを中心に調理担当全員で確認する。) (年度)

No.	チェック項目	確認日	月 日 (月)	月 日 (火)	月 日 (水)	月 日 (木)	月 日 (金)
		チーフ					
1	納入された加工食品等に原因食物が含まれていないことを、内容表示で確認した。						
	学級と対象者名						
	調理指示書(調理業務詳細注文書)に記載された対応を確認した。						
2	対象者毎の除去する食品と献立名 アレルギー対応食に使う食器・器具 確認・連絡用個人カード(学級名、対象者名、メッセージ) アレルギー対応食がないことを連絡する表示(学級名、対象者名、メッセージ)						
	アレルギー対応食を調理した担当者						
3	作業工程表に従い調理した。 原因食物を取り分ける段階 使い捨て手袋の使用、エプロンの使い分けの段階 原因食物別に除去食を作る順番						
	アレルギー対応食を調理する場所						
4	作業動線図を守り調理した。 原因食物を扱う場所						
5	調理指示書(調理業務詳細注文書)・作業工程表・作業動線図を確認しながら調理した。						

II-3 運搬前のチェックリスト(毎日、調理担当者、栄養教諭・学校栄養職員の複数で、指差し呼称により確認する。) (年度)

No.	チェック項目	確認日	月 日 (月)	月 日 (火)	月 日 (水)	月 日 (木)	月 日 (金)
		確認者 1					
		確認者 2					
1	確認・連絡用個人カードが対象者のトレイまたは食器等に添えてある。						
2	アレルギー対応食がないことを連絡する表示がワゴン等に添えてある。						
3	アレルギー対応食に蓋やラップがされている。						
4	決められた受け渡し方法になっている。						
5							

学校給食におけるアレルギー事故未然防止のためのチェックリスト Ⅲ（会食前）

様式 8

第 年 月 日 組

対象者名	原因食物

対象者名	原因食物

Ⅲ 会食前のチェックリスト(毎日、学級担任等が確認する。→月末に回収する。)

No.	チェック項目	確認日												
		日(月)	日(火)	日(水)	日(木)	日(金)	日(月)	日(火)	日(水)	日(木)	日(金)			
1	対象者及び対応方法を詳細な献立表で確認した。													
2	対象者にアレルギー対応食が届いている。 ・「確認・連絡用個人カード」に記載された内容と合っている。 ・アレルギー対応食には、蓋やラップがされている。													
3	配膳は、学級で一番初めに行った。													
4	献立の一部を食べないことになっている対象者は、そのことを承知している。													
5	「おかわり」について対象者に指示した。													
6	片づけ時に原因食物に触れないよう対象者に促した。													
7														

No.	チェック項目	確認日												
		日(月)	日(火)	日(水)	日(木)	日(金)	日(月)	日(火)	日(水)	日(木)	日(金)			
1	対象者及び対応方法を詳細な献立表で確認した。													
2	対象者にアレルギー対応食が届いている。 ・「確認・連絡用個人カード」に記載された内容と合っている。 ・アレルギー対応食には、蓋やラップがされている。													
3	配膳は、学級で一番初めに行った。													
4	献立の一部を食べないことになっている対象者は、そのことを承知している。													
5	「おかわり」について対象者に指示した。													
6	片づけ時に原因食物に触れないよう対象者に促した。													
7														

学級担任等は、食物アレルギー対応のある児童生徒に配膳された給食が適切な内容であるか、喫食直前に確認する。

記入例

学校給食におけるアレルギー事故未然防止のためのチェックリスト III (会食前)

様式 8

平成 31 年 3 月
第 2 学年 1 組

対象者名	原因食物
さいたま 花子	卵
けんこう 太郎	ピーナッツ

対象者名	原因食物

III 会食前のチェックリスト(毎日、学級担任等が確認する。→月末に回収する。)

No.	チェック項目	確認日		1日(水)	2日(木)	3日(金)	6日(月)	7日(火)	8日(水)	9日(木)	10日(金)
		日(月)	日(水)								
1	対象者及び対応方法を詳細な献立表で確認した。										
2	対象者にアレルギー対応食が届いている。 ・「確認・連絡用個人カード」に記載された内容と合っている。 ・アレルギー対応食には、蓋やラップがされている。										
3	配膳は、学級で一番初めに行った。										
4	献立の一部を食べないことになっている対象者は、そのことを承知している										
5	「おかわり」について対象者に指示した。										
6	片づけ時に原因食物に触れないよう対象者に促した。										
7											

教室で学級担任が確認しチェックした後、その他の学校職員でダブルチェックをする。

給食がない日は斜線。

No.	チェック項目	確認日		13日(月)	14日(火)	24日(金)
		日(月)	日(火)			
1	対象者及び対応方法を詳細な献立表で確認した。					
2	対象者にアレルギー対応食が届いている。 ・「確認・連絡用個人カード」に記載された内容と合っている。 ・アレルギー対応食には、蓋やラップがされている。					
3	配膳は、学級で一番初めに行った。					
4	献立の一部を食べないことになっている対象者は、そのことを承知している。					
5	「おかわり」について対象者に指示した。					
6	片づけ時に原因食物に触れないよう対象者に促した。					
7						

食物アレルギー対応の有無を確認するため、チェック項目No.1(対象者及び対応方法を詳細な献立表で確認)のチェックは毎日必要。
食物アレルギー対応がない場合は、チェック項目No.2以降は斜線とする。

学校の実情に応じて作成したチェックリストを使用している場合も、「毎日の食物アレルギー対応の有無の確認」と複数の学校職員による「ダブルチェック」を記録すること。

学級担任等は、食物アレルギー対応のある児童生徒に配膳された給食が適切な内容であるか、喫食直前に確認する。

食物アレルギー等 発症状況報告書 記入者

学校名	さいたま市立 小・中・高等・特別支援 学校
報告者名	職名: 氏名:
報告日時	年 月 日 (曜日) 時 分
調理の形態	直営 委託(業者名:)

1	発症者	年 組 氏名
2	発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分
3	発症の場合	給食 運動 授業 () その他:
4	救急重要請	無 有 (搬送先医療機関名:)
5	薬使用	無 有 (時 分)
6	エビペン使用	無 有 (時 分) 注射した人:本人 家族 学校関係 消防 その他
7	学校での処置	口の中のものを取り除く(吐き出す) うがい 手洗い 触れた部分を洗い流す その他:
8	主な症状	【食物アレルギー対応マニュアルでチェックする】
9	発症原因	
10	誤食した量	
11	発症の経緯 学校の対応	
12	学校生活 管理指導表	提出なし 提出あり(記入医療機関名:)
13	把握している 原因食物	
14	日常の対応	詳細な献立表対応 弁当持参 除去食対応 代替食対応 その他:
15	緊急時処方薬	エビペン 無 有 (内服薬 無 有 () その他)
16	学校での 過去の発症	初発 アナフィラキシー症状あり(複数同時かつ急激に出現) 初発 アナフィラキシーショックあり(血圧低下、意識低下、脱力)
17	その他	

事後処理	誤食 初発(原因判明) 初発(原因不明)
------	----------------------

この様式は保護者の方がご記入ください

学校における食物アレルギー対応解除届

年 月 日

さいたま市立 学校長 様

現在の「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」をもとにした、学校における食物アレルギー対応について、医師の指示により対応が不要となりましたので、今後の対応の解除をお願いします。

年 組

児童生徒氏名:

保護者氏名:

印

※ 指導を受けた病院名:

医師名:

《 学校記載欄 》

解除届受領日 : 年 月 日
対応解除開始日 : 年 月 日

校長	教頭	担任	養護	栄養

第5章 各種通知

<消費者庁 食品表示基準に係る通知>	
○ 食品表示基準について	P 5 6
○ 食品表示基準Q&Aについて	P 5 7
<文部科学省 エピペン®等に関する通知>	
○ 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について	P 5 8
<さいたま市教育委員会 通知>	
平成24年度	
○ 学校給食における食物アレルギーに関する事故防止について	P 5 9
○ 新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について	P 5 9
平成25年度	
○ 校外学習等における食物アレルギーを有する児童生徒等への対応について	P 6 1
○ 食物アレルギー対応マニュアルについて	P 6 1
○ 今後の学校給食における食物アレルギー対応について	P 6 1
平成26年度	
○ アレルギー疾患対応資料の送付及びアドレナリン自己注射薬（エピペン®）練習用トレーナーの操作練習について	P 6 2
平成27年度	
○ アレルギー疾患対策基本法の施行について	P 6 3
平成28年度	
○ 京都への修学旅行等における食物アレルギー事前調査票の活用について	P 6 3
○ 「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針」の改訂について	P 6 3
平成29年度	
○ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定する件について	P 6 4
○ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の一部改変について	P 6 4
平成30年度	
○ 新年度の学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応等について	P 6 5
○ 県アレルギー疾患相談窓口の開設について	P 6 5
○ アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業の開始について	P 6 6



<消費者庁 食品表示基準に係る通知>

○食品表示基準について

平 27・3・30 消費第 139 号 消費者庁次長から国務庁次長、農林水産省消費・安全局長、各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長あて

この度、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準が、平成 27 年 3 月 20 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これに伴い、別添のとおり「食品表示基準について」を新たに定めましたので、食品表示基準の施行後は、食品の表示に関してはこれにより指導するとともに、関係部局や所管事業者団体等に周知していただくようお願いいたします。

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

第 1 アレルゲンを含む食品に関する表示の基準

- 1 表示の概要
 - (1) 食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い食品（以下「特定原材料」という。）を食品表示基準別表第 1 4 に掲げ、これらを含む加工食品については、食品表示基準に定めるところにより当該特定原材料を含む旨を表示しなければならぬ。
 - (2) 特定原材料に由来する添加物については、「食品添加物」の文字及び当該特定原材料に由来する旨を表示しなければならぬ。
 - (3) 特定原材料に由来する添加物を含む食品については、食品表示基準の定めるところにより、当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を表示しなければならない。
 - (4) 食品表示基準に定めるアレルゲンを含む食品に関する表示の基準は、消費者に直接販売されない食品の原材料も含め、食品流通の全ての段階において、表示が義務付けられるものである。

2 表示の対象

- (1) 特定原材料
食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものを食品表示基準において特定原材料として定め、次の 7 品目の表示を義務付けるよう努めることとする。
えび、かに、小麦、そば、卵、落花生
- (2) 特定原材料に準ずるもの
食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べるると少ないものを特定原材料に準ずるものとして、次の 20 品目を原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めることとする。
あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ

さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

(3) 特定原材料等の範囲

特定原材料及び特定原材料に準ずるもの（以下「特定原材料等」という。）の範囲は、原則として、別表 1 のとおり、日本標準商品分類の番号で指定されている範囲のものを指す。

3 表示の方法

- (1) 特定原材料等の表示方法
特定原材料等の表示は、次のいずれかにより表示すること。
 - ① 特定原材料等を原材料として含んでいる場合は、原則、原材料名の直後に括弧を付して特定原材料等を含む旨を表示すること。なお、この含む旨の表示は、「(〇〇を含む)」（〇〇）には特定原材料等名を表示。以下同じ。）と表示することとし、特定原材料のうち「乳」については、「乳成分を含む」と表示すること。
 - ② 特定原材料に由来する添加物を含む食品の場合は、原則、当該添加物の物質名と、その直後に括弧を付して特定原材料等に由来する旨を表示すること。なお、この由来する旨の表示は、「(〇〇由来)」

と表示することとし、特定原材料のうち「乳」については、「乳成分由来」ではなく、「乳由来」と表示すること。

ただし、食品表示基準別表第 7 の一括名により表示する場合は、一括名の直後に括弧を付して特定原材料等に由来する旨を表示すること。

また、食品表示基準別表第 6 の用途名を併記する場合は、次により表示すること。

ア 「用途名（物質名：〇〇由来）」又は「用途名（物質名（〇〇由来）」と表示すること。なお、見やすさの観点からは、二重括弧を使用するよりも、「:」を使用する方がより望ましい。

イ 2 つ以上の特定原材料等から構成される添加物については、「用途名（物質名：〇〇・〇〇由来）」と表示すること。

なお、特定原材料等由来の添加物についての表示例は、別表 2 のとおり。

(2) 特定原材料等の省略

① 繰り返しになるアレルゲンの省略

表示をする 終食品に対し、2 種類以上の原材料又は添加物を使用しているものであって、原材料又は添加物に同一の特定原材料等が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料等を含む旨又は由来する旨を表示すれば、それ以外の原材料又は添加物については、特定原材料等を含む旨又は由来する旨を省略することができる。

ただし、その一方で、抗原性が認められないとまではいえないが、一般的にアレルゲンが含まれていても摂取可能とわかれていた食品がある。例えば、醤油の原材料に使用される小麦は、醤油を作る過程で小麦のタンパク質が分解されるため抗原性が低いといわれているが、現時点においては明確な科学的知見がないため特定原材料等の表示が必要である。このような食品について、今後、国として調査研究を行い、科学的知見が得られた場合には、その食品が原材料として含まれる食品には、例えば、繰り返しになるアレルゲンの省略を不可とするとするなど、食物アレルギー患者の選択の判断に寄与する見直しを行うこととする。

② 代替表記等

特定原材料等と具体的な表示方法が異なるが、特定原材料等の表示と同一のものであると認められるものとして別表 3 に掲げる表示を行う場合にあつては、当該表示をもって特定原材料等の表示に代えることができる（以下「代替表記」という。）。例えば、「玉子」や「たまご」の表示をもって、「卵を含む」の表示を省略することができる。

また、原材料名又は添加物名に特定原材料等又は代替表記を含む場合は、特定原材料等を使った食品であることが理解できるものとして別表 3 に掲げる表示を行えば、当該表示をもって特定原材料等の表示に代えることができる（以下「拡大表記」という。）。なお、この拡大表記については、別表 3 に掲げる表示は表記例である。

(3) その他の表示方法

特定原材料等を表示するに当たっては、原則、個々の原材料又は添加物の表示の直後に特定原材料等を含む旨又は由来する旨を表示することとしたが、個別表示によりがたい場合や個別表示がなじまない場合などは、一括表示も可能とする。

一括表示をする場合は、特定原材料等そのものが原材料として表示されている場合や、代替表記等で表示されているものも含め、当該食品に含まれる全ての特定原材料等について、原材料欄の最後（原材料と添加物を事項欄を設けて区分している場合は、それぞれ原材料欄の 後と添加物欄の最後）に「(一部に〇〇・〇〇・…を含む)」と表示すること。

なお、個別表示と一括表示を組み合わせて使用することはできない。

(4) 表示が免除される場合

- ① 特定原材料を原材料として含む食品であっても、抗原性が認められないものにあつては、表示義務が免除される。ここでいう「抗原性が認められない」とは、アレルギー誘発性が認められないことであり、具体的には、精製が完全な乳清等が挙げられるが、その他の食品についても、今後とも、知見を積み重ねていくものである。
- ② 特定原材料に由来する添加物であっても、抗原性試験等により抗原性が認められないと判断できる場合には、表示義務が免除される。ここでいう抗原性試験とは、食品添加物の審査に用いられている「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成 8 年 3 月 22 日衛化第 29 号厚生省生活衛生局

長通知)に基づいたものである。

③ 特定原材料に由来する香料に関しては、実際に食物アレルギーを引き起こしたという知見が乏しいため、現時点では特定原材料を含む旨の表示を義務付けてはならない。しかしながら、香気成分以外に特定原材料を原材料として製造された副剤を使用している場合は、当該副剤については表示する必要がある。

④ 特定原材料を原材料とするアルコール類については、その反応が特定原材料の抗原性によるものかアルコールの作用によるものかを判断することは極めて困難であり、現時点では特定原材料を含む旨の表示を義務付けてはならない。

(5) コンタミネーション

原材料として特定原材料等を使用していない食品を製造する場合であっても、製造工程上の問題等によりコンタミネーションが発生することが指摘されている。これが原因となりアレルギー疾患を有する者に健康危害が発生するおそれか懸念されている現状を踏まえ、他の製品の原材料中の特定原材料等が製造ライン上で混入しないよう当該製造ラインを十分に洗浄する、特定原材料等を含まない食品から順に製造する、又は可能な限り専用器具を使用するなど、製造者等がコンタミネーションを防止するための対策の実施を徹底すべきである。

また、これらのコンタミネーション防止対策の徹底を図ってもなおコンタミネーションの可能性が排除できない場合には、アレルギー疾患を有する者に対する注意喚起表記を推奨するものである。

(6) その他留意事項

① 食物アレルギーは、ごく微量のアレルゲンによって引き起こされることがあるため、特定原材料を含む食品にあっては、原材料としての使用の意図にかかわらず、原則、当該特定原材料を含む旨を表示する必要がある。

② 特定原材料等に関して「入っているかもしれない」等の可能性表示は認められないこと。一括表示の外であっても、同様である。

③ 「穀類(小麦、大豆)又は「小麦、大豆」を単に「穀類」とのみ表示するように、大分類で表示することは認められない。ただし、網で無分別に捕獲したものをそのまま原材料として用いるため、どの種類の魚介類が入っているか把握できないという製造工程上の理由から、「たんぱく加水分解物(魚介類)」「魚醤(魚介類)」「魚醬(魚介類)」「魚肉すり身(魚介類)」「魚油(魚介類)」「魚介エキス(魚介類)」の6つに限り、例外的に認めることとする。

④ 加工助剤及びキャリアーオーバーなど、添加物の表示が免除されているものであっても、特定原材料については、表示する必要がある。特定原材料に準ずるものについても、可能な限り表示に努めること。

⑤ 特定原材料のうち、高価なもの(あわび、まつたけ等)が含まれる加工食品については、特定原材料等がごく微量しか含有されていないにもかかわらず、あたかも多く含まれるかのような表示が行われると消費者に誤認を生じさせるおそれがあることから、表示に当たっては、例えば「あわびエキス含有」など、含有量、形態等に着目した表示を行うこと。

⑥ 特定原材料に準ずるものについては、表示が義務付けられおらず、その表示を欠く場合、アレルギー疾患を有する者は当該食品が「特定原材料に準ずるものではない」として「特定原材料に準ずるものを使用しているが、表示がされていない」のいずれであるかを正確に判断することが困難となっている。このため、アレルギーを含む食品の表示の対象が「特定原材料7品目」又は「特定原材料に準ずる2品目を含む27品目」のいずれであるかを一括表示の外へ表示するよう努めること。特に「特定原材料7品目」のみを表示対象としている場合は、ウェブサイト等の活用及び電話等による消費者からの問合せへの対応等、情報提供の充実を図られたい。

⑦ 原材料表示のうち、特定原材料等に係る表示の信頼性を高め、アレルギー疾患を有する者が適切に判断できるようにする方策として、優良誤認表示に当たらないよう配慮しつつ、製造者等がそれらの表示の文字の色や大きさ等を変えたり、一括表示の外に別途強調表示する等の任意的な取組を推奨する。

⑧ 前面販売や外食産業に係る事業者によって販売される食品は、特定原材料の表示義務を課すものではないが、品書き、メニュー等を通じ、アレルギー疾患を有する者に対する情報提供を充実させるため、正しい知識・理解に基づき、事業者の規模・業態等に応じた、アレルギー情報の自主的な情報提供の促進を進めることが望ましい。

⑨ 特定原材料等の品目については、継続的に実態調査・科学的研究を行っており、新たな知見や報告に

より、再検討していく予定である。

第2 食品関連事業者等が留意すべき事項

1 製造記録等の保管に関する留意事項

(1) 特定原材料を原材料として含むか否かの検証は、書面により行うこととなるので、製造記録等を適切に保管する必要がある。

(2) 特定原材料については、加工助剤及びキャリアーオーバーについても 終製品まで表示する必要があることから、製品に微量に含まれる特定原材料についても確認し、記録を保管する必要がある。

2 アレルゲンに関する情報提供について留意すべき事項

特定原材料等についてのみでなく、特定原材料等以外の原材料についても、以下に掲げる例により、電話等による問合せへの対応やウェブページ等による情報提供を行うことが望ましい。

(1) 各食品に原材料の内容を出来る限り詳細に表示し、特定原材料については、特に別枠を設けるなどして、消費者に対し、次に掲げられるような注意喚起を行うこと。

① 食品名欄には個別の分りやすい表示を行い、販売している多くの類似商品のうち具体的などの商品に関する原材料表示であるかが容易に判別できるようにすること。

② 表示可能な枠の制約等により、繰り返しになるアレルゲンの省略規定を採用している場合は、別途の情報提供において、正確に全ての特定原材料の情報提供を行うこと。

③ 特定原材料等について、これが微量でも含まれる可能性のあるものも含めて可能な限り把握し、情報提供すること。

④ 情報提供をウェブサイト等において行う場合は、各ページの分りやすい部分に、表示内容についての問合せに対応できる部署又は担当者(名前、住所、電話番号、Eメールアドレス)等を記載すること。

⑤ 企業秘密に該当する場合であっても、特定原材料を含む旨は表示する必要があること。しかしながら、他の原材料の詳細について情報提供ができない場合は、表示を行っているほかにも原材料を用いている旨を記載し、アレルギーに関する問合せ先等を記載することにより、個別に情報提供に応じることを要する。

(2) その他、消費者等から特定原材料等及びその他の製品に使用した原材料について問合せがあった際は、速やかに回答できるよう体制を整えるよう努めること。

第3 アレルゲンを含む食品の検査に関する事項

アレルゲンを含む食品の検査方法については、別添の「アレルゲンを含む食品の検査方法」に基づき実施すること。

なお、アレルゲンを含む食品の検査方法については、その検査技術の進歩に対応し、順次見直しを行っていくこととしているので、御留意願いたい。

別表1 特定原材料等の範囲

別表2 特定原材料等由来の添加物についての表示例

別表3 特定原材料等の代替表記等方法リスト

○食品表示基準Q&Aについて

平27・3・30 消費生活部 消費者庁食品表示企画課長から国税庁課税部酒税課長、農林水産省消費・安全局表示・規格課長、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長、各都道府県JAS担当部(局)長あて

この度、食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項の規定に基づく食品表示基準が、平成27年3月20日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、別添のとおり「食品表示基準Q&A」を作成しましたので、業務の参考としていただくとともに、関係部局や所管事業者団体等に周知していただくようお願いいたします。

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

＜文部科学省 エピペン等に関する通知＞

○「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について

平21・7・30 2.1 ス学健第3号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から各国公立大学事務局長、各国公立高等学校等専門学校事務局長、各都道府県私立学校校長・各都道府県教育委員会学校保健主管課長、各指定都市教育委員会学校保健主管課長あて 依頼

今般、別添1のとおり、「救急救命処置の範囲等について」(平成4年3月13日付け指発第17号厚生省健康政策局指導課長通知)の一部が改正されました。

ついては、特に下記について御留意されるところに、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(平成20年3月31日財団法人日本学校保健会発行文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課監修)を御参照の上、アレルギー疾患をもつ児童生徒が、学校生活を安心して送ることができるよう御協力をお願いします。

なお、別添2のとおり、平成21年7月30日付け消防救第160号で消防庁救急企画室長から各都道府県消防防災主管部(局)長あてに「自己注射が可能なエピネフリン(別名アドレナリン)製剤を交付されている児童生徒への対応について」が通知されていることを申し添えます。

都道府県私立学校主管課におかれましては、所管の学校等に対して、都道府県教育委員会におかれましては、城内の市区町村教育委員会等に対して御周知くださるようお願いいたします。

記

1 アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤(以下「アドレナリン自己注射薬」という)を処方されている者であった場合、救急救命士は、アドレナリン自己注射薬を使用することが可能となったこと。また、救急救命士は、原則として、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者本人に処方されているアドレナリン自己注射薬を使用するとされていること。

2 上記1のとおり、救急救命士は、あらかじめ処方されているアドレナリン自己注射薬を使用することが可能となったところであるが、学校におかれては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の「第2章疾患各論 4. 食物アレルギー・アナフィラキシー」(P67)にあるように、

① 投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状(呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき)のうちに注射するのが効果的であるとされていること、

② アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、症状によっては児童生徒が自己注射できない場合も考えられること、

③ アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある児童生徒に対し、救命の現場に居合わせた教職員が、アドレナリン自己注射薬を自ら注射できない本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられること、

から、適切な対応を行うこと。このことについては、別添3のとおり厚生労働省との間で確認がなされていること。

3 アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒が在籍している学校においては、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報を提供するなど、日ごろから消防機関など地域の関係機関と連携すること。また、アドレナリン自己注射薬の処方を受けている児童生徒がアナフィラキシーショックとなり、救急搬送を依頼(119番通報)する場合、アドレナリン自己注射薬が処方されていることを消防機関に伝えること。

別添1 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について

平21・3・2 医政指発第0302001号 厚生労働省医政局指導課長から各都道府県衛生主管部(局)長あて
救急救命士がアナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に対し自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与を行うことについては、厚生労働科学研究において、アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者の救命には迅速なエピネフリンの投与が有効であり、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されている重度傷病者においては迅速な対応が示されたところである。今般、これらを踏まえ、「救急救命処置の範囲等について」(平成4年3月13日付け指発第17号厚生省健康政策局指導課長通知)の一部を改正することとした。

ついては、下記の改正の内容及び留意事項について御了知の上、関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願ひしたい。

記

第1 改正の内容

1 「救急救命処置の範囲等について」(平成4年3月13日付け指発第17号厚生省健康政策局指導課長通知)の別紙1の(4)中「エピネフリンを用いた薬剤の投与」を「エピネフリンの投与(8)の場合を除く。」に改める。

2 同通知の別紙1中(21)を(22)とし、(8)から(20)までを一ずつ繰り下げ、(7)の次に(8)として次のように加える。

(8)自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与

・処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていること。
3 同通知の別紙2の表の(3)欄及び(共通事項)②中「エピネフリンを用いた薬剤の投与」を「エピネフリンの投与(別紙1の(8)の場合を除く。)」に改める。

第2 留意事項

1 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与を行う救急救命士においては、当該製剤の添付文書等に記載された使用上の注意、使用方法等を十分に理解するとともに、練習用器具により使用方法等を習熟しておくよう留意されたい。

2 重度傷病者が自己注射が可能なエピネフリン製剤を現に携帯している場合は、当該重度傷病者はあらかじめ医師から自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されているものとして取り扱って差し支えない。

— 以下省略 —

別添2 自己注射が可能なエピネフリン(別名アドレナリン)製剤を交付されている児童生徒への対応について

平21・7・30 消防救第160号「自己注射が可能なエピネフリン(別名アドレナリン)製剤を交付されている児童生徒への対応について」 消防庁救急企画室長から各都道府県消防防災主管部(局)長あて
文部科学省では、児童生徒のアナフィラキシーについて、教職員による迅速な対応を推進しているところですが、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」について(平成20年6月4日付け20文科ス第339号)、今般、別添2のとおり文部科学省より、関係機関に対し「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(依頼)(平成21年7月30日付け21ス学健第3号)が発出され、下記事項について関係機関に周知が図られたところです。

つきましては、このことについて、貴管内市町村(消防の事務を処理する組合を含む。)に周知の上、消防機関と学校との連携の推進を図るよう指導方お願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 エピネフリン自己注射薬の交付を受けている児童生徒が在籍している学校においては、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報を提供するなど、日ごろから消防機関など地域の関係機関と連携すること。

2 エピネフリン自己注射薬の交付を受けている児童生徒がアナフィラキシーショックとなり、学校から消防機関に救急要請(119番通報)をする場合、エピネフリン自己注射薬が交付されていることを消防機関に伝えること。

3 児童生徒がアナフィラキシーショックとなり、エピネフリン自己注射薬を自ら注射することができないなどの緊急の場合、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を参考に迅速な対応を行うこと。

別添3 医師法第17条の解釈について

平21・7・7 医政医大0707第2号 厚生省健康政策局指導課長から文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長あて 回啓

平成21年7月6日付21ス学健第9号にて照会のありました標記の件につきましては、貴見のとおりと史料します。

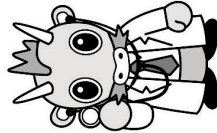
別添3 医師法第17条の解釈について

平21・7・6 医21ス学健第9号 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から厚生労働省医政局
医事課長あて 照会

標記の件について、下記のとおり照会しますので、ご回答くださるようお願い申し上げます。

記

アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある児童生徒に対し、救命の現場に居合わせた教職員が、アドレナリン自己注射薬を自ら注射できない本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法第17条によって禁止されている医師の免許を有しない者による医業に当たらず、医師法違反にならないと解してよろしいか。



くさいたま市教育委員会 通知

平成24年度

○学校における食物アレルギーに関する事故防止について

平24・12・27 学健第3739号 健康教育課長から市立各小・中学校長、市立各特別支援学校校長、市立各
各学校給食センター所長あて 通知

標記の件について、日頃取り組んでいただいておりますが、この度、東京都調布市立小学校において、食物アレルギーによって引き起こされたアナフィラキシーショックによる児童の死亡事故が発生しました。つきましては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「学校における食物アレルギー対応の手引き」等に基づき、下記事項に留意の上、事故防止に万全を期すようお願いいたします。

記

- 1 給食時間における、いわゆる「おかわり」について、当該児童生徒が誤食することがないように、十分配慮すること。
- 2 エピペン（アドレナリン自己注射薬）の管理、取扱いについては、教職員で共通理解を図ること。
- 3 児童生徒一人ひとりの症状・緊急時の対応方法を正確に把握すること。
- 4 個々の給食対応の決定手順及び実施方法について確認すること。また、食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担について確認すること。

【通知等】

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの送付について」
(平成20年5月14日付教学健第498号)
- ・「学校のアレルギー疾患における取り組みについて（通知）」
(平成20年11月5日付教学健第2198号)
- ・「『学校給食における食物アレルギー対応の手引き』の配付について」
(平成21年3月2日付教学健第3327号)
- ・「『さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針』の配付及び自校の危機管理対応マニュアルの提出について（通知）」
(平成24年4月11日付教学健第5016号)

○新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について

平25・3・27 事務連絡 健康教育課長から市立各小・中・特別支援学校校長、市立各学校給食センター所長
あて 通知

標記の件について、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から別添写しのとおり、事務連絡がありま
した。

つきましては、この事務連絡の趣旨により、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（公益財
団法人日本学校保健会）及び「学校給食における食物アレルギーの手引き」（さいたま市教育委員会）等を基に、
改めて、校内体制等の確認を行っていただき、個々の児童生徒等の状況に応じた万全の体制での対応に努めてい
ただくようお願いいたします。

別添 新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について

平25・3・22 事務連絡 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から各都道府県教育委員会学校給
食主管課、各指定都市教育委員会学校給食主管課、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各国立大学
法人事務局、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課あて

学校給食の適切な実施については、かねてから格別の御配慮をお願いしているところです。

平成24年12月、東京都調布市の小学校で、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後、アナフィラ
キシーショックの疑いにより亡くなるという事故があったところです。

新年度からの学校給食の実施に当たっては、児童生徒の新入学や転入のほか教職員の人事異動など多くの面で
環境の変化が予想されますが、食物アレルギー等を有する児童生徒の対応に関して、以下の参考資料及び別紙も

参照しながら、改めて、校内体制等の再確認を行っていただき、個々の児童生徒等の状況に応じた万全の体制での対応に努めていただくようお願いいたします。

つきましては、各都道府県教育委員会学校給食主管理課においては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、各都道府県私立学校主管理課においては、所管の学校法人等に対し、周知くださるようお願いいたします。

なお、文部科学省では、食物アレルギーに関する対応の充実を図るため、食物アレルギーの実態や学校における取組状況を把握するための調査並びに有識者会議における再発防止策の検討を行うこととしており、平成25年度予算案において、新規事業として「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究」を計上しています。

(参考)

○食物アレルギーに関すること

「学校給食実施基準の一部改正について（通知）」平成25年1月30日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1332086.htm

「食に関する指導の手引―第一改訂版―」平成22年3月改訂

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokui/ku/1292852.htm

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」平成20年3月（公益財団法人日本学校保健会）

<http://www.gakkohoken.jp/modules/books/index.php?ct=photo&op=51&keyword=s%5A%2A%45%BC%45%BE%45%AE%41%BC>

別冊 学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒への対応について **～「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」のポイント～**

学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応について、特に留意すべきポイントについて以下にまとめました。対応の詳細については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を御覧いただきたい。

(1) 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の活用
アレルギー疾患の児童生徒に対する取組を進めるためには、個々の児童生徒について症状等の特徴を正しく把握することが前提となる。そのためには、学校生活管理指導表の活用が有効である。

管理指導表は、原則として学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されるものであり、次のように活用が想定される。

○ 学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校での取組を希望する保護者に対して、管理指導表の提出を求める。学校は、提出された管理指導表に基づき、保護者と協議し取組を実施する。
○ 管理指導表については、個人情報取扱いに留意するとともに、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理する。

食物アレルギーによる食物の除去が必要な児童生徒であっても、その多くは除去品目数が数品目以内にとどまる。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いとも考えられる。除去品目数が多いと、食物アレルギー対策が大変になるだけでなく、成長発達期に著しい時期に栄養のバランスが偏ることもなるので、そのような場合には生活管理指導表を参考に、保護者や主治医・学校医等とも相談しながら、適切な対応を求めることが必要である。

(2) 学校給食での食物アレルギー対応は、レベルごとに、以下のように大別される。

○ レベル1：詳細な献立表対応

学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配布し、それを基に保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で、学校給食から原因食品を除外しながら食べる対策。すべての対応の基本であり、レベル2以上でも詳細な献立表は提供すること。

○ レベル2：一部弁当対応

普段除去食や代替食対応をしている中で、除去が困難で、どうしても対応が困難な料理において弁当を持参させる。

○ レベル3：除去食対応

申請のあった原因食品を除いて給食を提供する。

○ レベル4：代替食対応

申請のあった原因食品を学校給食から除去、除かれることにより失われる栄養価を、別の食品を用いて補って給食を提供する。

このうちレベル3・4がアレルギー食対応といわれ、学校給食における食物アレルギー対応の望ましい形といえる。

学校及び調理場の状況（人員や設備の充実度、作業ゾーンなど）は千差万別であり、一律に対応を推進することはできない。学校及び調理場の状況と食物アレルギーの児童生徒の実態（重症度や除去品目数、人数など）を総合的に判断し、理状で行うことのできる最良の対応を検討することが大切である。

一方で、保護者の求めるままに突如に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性をはらんでいる。学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものであり、保護者の希望に沿ってのみ行うものではない。家庭での対応以上の対応を学校給食で行う必要はないといえる。

(3) アレルギー疾患の際急時対応（アナフィラキシーへの対応）

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。児童生徒に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物である。

具体的な治療は重症度によって異なるが、意識の障害などがみられる重症の場合には、まず適切な場所（足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じて一次救命措置を行い、医療機関への搬送を急ぐ。アドレナリン自己注射薬（商品名「エビペン[®]」）を携行している場合には、出来るだけ早期に注射することが効果的である。

児童生徒がアドレナリン自己注射薬（商品名「エビペン[®]」）の処方を受けている場合には、本注射薬に関する一般的な知識や、処方を受けている児童生徒についての情報を、教職員全員が共有しておく必要がある。これは、予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対して、教職員誰もが適切な対応をとるために不可欠なことである。

平成25年度

○校外学習等における食物アレルギーを有する児童生徒等への対応について

平 25・5・21 教学健第 8 18 号 指導 1 課長、健康教育課長、館内少年自然の家所長から市立各小・中・高等・特別支援学校長、市立幼児教育センター付属幼稚園長あて 通知

日頃、各学校におかれましては、児童生徒等の食物アレルギーによる事故防止に努めていただいているところですが、校外学習等における食事についても、下記事項に留意の上、事故防止に万全を期すようお願いいたします。

記

- 1 教職員全員が、食物アレルギーに関する基礎知識と該当児童生徒の実態、緊急時の対応方法について共通理解を図ること。
- 2 宿泊を伴う校外学習においては、保護者、学校、宿泊先職員等との間で連携をとり、該当児童生徒の対応食について共通理解を図り、児童生徒が誤食することがないように、十分配慮すること
- 3 宿泊施設等でのアレルギー対応食の受け渡しは、各担当者の役割を明確にし、担当者同士の連携を十分図り、該当児童生徒にアレルギー対応食が届いているか教職員が確認すること。
- 4 エビペン（アドレナリン自己注射）の管理、取扱いについては、教職員で共通理解を図ること。
- 5 万一誤食が発生したときの対応について、自校の「危機管理対応マニュアル」に基づき、事前に十分話し合いを持つこと。

【通知等】

- ・「学校給食における食物アレルギーに関する事故防止について（通知）」
(平成24年12月27日付教学健第3739号)
- ・「新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について」
(平成25年3月27日事務連絡)
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
(平成20年3月 公益財団法人日本学校保健会・発行 P 79)

○食物アレルギー対応マニュアルについて

平 25・8・28 教学健第 2 26 3 号 健康教育課長から市立各小・中・高等・特別支援学校長、市立幼児教育センター付属幼稚園長あて 通知

標記の件について、関係機関の協力を得て別紙のとおり作成しました。つきましては、内容について教職員への周知徹底を図るとともに、発症の際は遅滞なく対応できるよう、各教室等に常時掲示するなど、各学校での活用をお願いします。

なお、Sネット健康教育課ライブラリに本マニュアルを掲載しますので、必要に応じてご利用ください。

別紙 省略

○今後の学校給食における食物アレルギー対応について

平 26・3・27 教学健第 5 34 2 号 健康教育課長から市立各小・中・特別支援学校長、市立各小学校給食センター所長あて 通知

標記の件について、文部科学省スポーツ・青少年局長から別添写しのとおり、通知がありました。つきましては、この通知の趣旨により、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（公益財団法人日本学校保健会）及び「学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】」（さいたま市教育委員会）を基に、万全な体制で適切な対応を行うようお願いいたします。

別添 今後の学校給食における食物アレルギー対応について

平 26・3・26 25 文科ス第 7 1 3 号 文部科学省スポーツ・青少年局長から各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、附属学校を置く各国立大学法人学長、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長あて 通知

食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、文部科学省監修の下、平成20年に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき対応をお願いしているところです。

平成24年12月に、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故の発生を受けて、文部科学省では、平成25年5月に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置し、学校給食における食物アレルギー対応の充実方策について、総合的・専門的な観点から検討を依頼し、本年3月、別添1のとおり、報告書を取りまとめました。本報告書では、学校給食における食物アレルギー対応に関して、「ガイドライン」に基づき対応の徹底が必要不可欠であると、改めて確認されるとともに、今後の改善・充実方策等について具体的に提案されました。

文部科学省としては、本報告書を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組みむこととしており、貴職におかれましては、別添1、2を参考にしながら、下記について、御対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、各都道府県知事においては、所管の学校法人等に対し、この趣旨について、周知を図っていただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

なお、文部科学省では、各自治体等における取組状況について、今後、継続的な把握に努めることとしており、ますので御協力をお願いいたします。

記

1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

- (1) 学校給食における食物アレルギー対応においては、「ガイドライン」や学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下「管理指導表」という。）に基づく対応が重要であること。このため、「ガイドライン」の周知を図るとともに、その徹底のための措置を講じる必要があること。
- (2) 「ガイドライン」の内容に関する周知徹底や適切な緊急時対応を行うことができるよう、教職員等に対する研修の充実を図る必要がある。役割に応じた研修会の実施や研修時間の確保が重要であること。
- (3) 給食提供における事故防止の徹底のため、アレルギー対応を踏まえた献立作成の配慮や給食の各段階におけるチェック機能を強化し、継続的に改善する取組が必要であること。
- (4) 緊急時対応の充実を図るため、積極的なアドレナリン自己注射薬（「エビペン[®]」）の使用を促すための措置を講じるとともに、学校の状況に応じた危機管理マニュアルの整備が不可欠であること。
- (5) 教育関係者のみならず、医療関係者、消防機関等の幅広い関係者が共通認識を持つことで、小規模の市町村や学校等において、地域の医療機関等との連携が困難な地域に対しては、各都道府県教育委員会において、広域的な連携体制の構築を進めるなど、必要な支援を行うべきこと。

2 都道府県・市区町村教育委員会における対応

- (1) 学校におけるアレルギー対応についての方向性の明示
① 学校における食物アレルギー対応については、「ガイドライン」や「管理指導表」を活用しながら、関係者が共通認識を持って対応に当たることが重要であることについて、教育委員会内の共通理解のもとに、その推進を図ること。
- ② 学校関係者、医療関係者、消防機関等の関係者と定期的に協議の場を設け、管内の学校の調理場等の施設整備や人員配置、また、アレルギーのある児童生徒の情報について、関係者間で共有しながら、具体的なアレルギー対応について、一定の指針を示すこと。
- (2) アレルギー対策の研修会の充実
① アレルギー対策の研修会等において、一定の質を確保しつつ、管理職や教諭、養護教諭、栄養教諭、調理員、その他給食関係者など、職種に関わらず、全教職員がアレルギー対応について学ぶ機会を提供すること。また、これらの取組に継続性を持たせるため、管理職研修や危機管理研修に位置付けるなどの工夫をすること。
- ② 学校単位での校内研修の実施を進めるとともに、それら研修会への講師派遣等について協力すること。
- (3) その他
① アレルギー対応の充実のために、効果的な給食管理の在り方や、調理場の整備（施設整備や人員等）、栄養教諭の配置拡大の方策等について検討すること。

※国立学校、私立学校においては、各設置者の判断により、必要に応じて、上に掲げる公立学校における対応内容に準じて取り扱うものとする。

3 学校における対応

(1) 学校におけるアレルギー対応の体制整備について

①学校での管理を求めるアレルギーの児童生徒に対しては、「ガイドライン」に基づき、学校生活管理指導表の提出を必須にするという前提のもと、管理職を中心に、校内の施設整備や人員配置を踏まえ、具体的なアレルギー対応について一定の方針を定めること。

②校内のアレルギー対応に当たっては、特定の職員に任せずに、校内委員会を設けて組織的に対応すること。具体的に、

- ・児童生徒ごとの個別対応プランの作成
- ・症状の重い児童生徒に対する支援の重点化などの取組を図ること。
- ③給食提供においては、安全性を最優先とする考え方のもと、
 - ・献立作成から配膳までの各段階において、複数の目によるチェック機能の強化
 - ・食物アレルギー対応を踏まえた献立内容の工夫
 - ・食材の原材料表示
 - ・誰が見ても分かりやすい献立表の作成などの実施に努めること。

(2) 緊急時の体制整備について

①学校の状況に応じた実践可能なマニュアル等を整備する。その際には、例えば、既存の危機管理マニュアル等について、アレルギー対応の観点から見直すなどの取組も考えられる。

②緊急時対応に備えた校内研修の充実が必要であり、

- ・「エビペン®」の法的解釈や取扱いについての研修
- ・教職員誰もが「エビペン®」使用を含めた緊急時対応のための実践的な訓練などに取り組むこと。

(3) 保護者との連携について

①特に入学前においては、入学後に学校における適切なアレルギー対応ができるよう、学校や調理場の現状を保護者に理解してもらうとともに、食物アレルギー対応に関して、保護者からの十分な情報提供を求めること。

②食物アレルギーの児童生徒の保護者に対しては、専門の医療機関に関する情報や、アレルギー対応に関する資料を紹介するなど、必要に応じてケアを行うこと。

(4) その他

①児童生徒の発達段階を踏まえた上で、食物アレルギーに関する指導に取り組むこと。

(別添1) 「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」報告書

「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」

(別添2) 医師法第17条の解釈について

平成26年度

①アレルギー疾患対応資料の送付及びびアレナリン自己注射薬(エビペン®)練習用トレーナーの操作練習について

平27・3・31 教学健第5391号 健康教育課長から市立幼・小・中・高等・特別支援学校長あて 通知
標記について、埼玉県教育委員会県立学校保健体育課長から別添写しのとおり通知がありましたので、下記のとおり送付します。

つきましては、貴校におけるアレルギー疾患を有する児童・生徒対応の参考にしていただくようお願いいたします。併せて、下記資料を活用し、平成27年5月末までに全教職員が操作練習を実施するようお願いいたします。なお、操作練習終了後、別紙「平成27年度アレナリン自己注射薬(エビペン®)練習用トレーナー操作練習終了報告書」を送便にて御提出ください。

記

- 資料1：学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン要約版 各学校20部
- 資料2：学校におけるアレルギー疾患対応資料(DVD) 各学校1部
- 資料3：エビペン練習用トレーナー 各学校1部
- 資料4：エビペン練習用トレーナーの紹介チラシ 各学校1部
- 資料5：学校給食における食物アレルギー対応指針 各学校1部
(※単独調理場をおく学校には2部送付)

別添 アレルギー疾患対応資料の配付について

平27・3・5 教保第1400号 埼玉県教育委員会県立学校保健体育課長から各市町村教育委員会学校保健主管課長、各教育事務所長あて 通知

標記について文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、内容をご確認いただき、アレルギー疾患について適切なご対応をお願いします。

また各市町村教育委員会には文部科学省から直接資料が届きますので、下記のとおり貴管内の学校へ送付くださるようお願いいたします。

なお、資料が不足する場合には、当課まで御連絡ください。

— 以下省略 —

別添 アレルギー疾患対応資料の配付について

平27・3・3 事務連絡 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から各都道府県教育委員会学校保健主管課学校給食主管課、各国立大学法人附属学校主管課あて

日頃から健康教育の充実のため御尽力いただき、ありがとうございます。

平成24年12月、学校給食後に食物アレルギーを有する児童がアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生したことを受け、文部科学省ではこうした事故を二度と起こさないよう、再発防止のための検討を進めて参りました。

このたび、学校現場でのより効果的な対応を支援するため、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインの要約版、校内研修会や職員会議等で活用できる教職員研修用教材(DVD)、及び教育委員会等、学校、調理場が地域や学校の状況を踏まえた食物アレルギー対応方針やマニュアル等を策定する際の参考となる資料を作成しましたので送付します。ついては、域内の学校に対し、別紙の通り配布していただき、また、資料の内容を御了知の上、周知いただき、学校設置者、学校、調理場等が、これらの資料を参考に、それぞれの立場から主体的にアレルギー対応に取り組まれるよう、適切な措置をお願いします。

なお、アレルギー疾患対応に当たっては、「今後の学校給食における食物アレルギー対応について(通知)」(平成26年3月26日付け25文科ス第713号)も御参照の上、学校保健担当と学校給食担当の教育関係者の連携のみならず、医療関係者や消防機関等の関係者とも幅広く連携体制を構築するよう御留意ください。

— 以下省略 —

平成27年度

○アレルギ－疾患対策基本法の施行について

平28・1・19 健康教育課長から市立各小・中・高等・特別支援学校長、市立幼児教育センター付属幼稚園長あて 施行通知

標記の件について、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、アレルギ－疾患対策基本法が平成27年12月5日より施行された旨の通知がありました。

つきましては、関係職員に周知をお願いします。

別添 アレルギ－疾患対策基本法の施行について

平28・1・6 事務連絡 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から学校保健主管課、各都道府県・指定都市教育委員会、学校給食主管課、各都道府県私立学校主管課、各国立大学法人附属学校主管課御中、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課あて 施行通知

日頃から健康教育の充実のため御尽力いただき、ありがとうございます。

アレルギ－疾患対策基本法については、平成26年6月27日法律第98号として公布されたところですが、このたび、別添のとおり、厚生労働省健康局がん・疾病対策課から周知依頼があり、アレルギ－疾患対策基本法が平成27年12月5日から施行されましたのでお知らせします。

つきましては、本法制定の趣旨を踏まえ、文部科学省から平成27年3月に既に配布している下記の資料等を活用し、学校設置者、学校、調理場等が、それぞれの立場から主体的にアレルギ－対応に取り組まれるよう、引き続き適切な措置をお願いします。

記

- ＜平成27年3月に発送している資料＞
- ・学校給食における食物アレルギー対応指針
- ・学校のアレルギ－疾患に対する取り組みガイドライン要約版
- ・学校におけるアレルギ－疾患対応資料（DVD）

別添 アレルギ－疾患対策基本法の施行について

平27・12・25 事務連絡 厚生労働省健康局がん・疾病対策課から文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課あて 周知依頼

アレルギ－疾患対策基本法については平成26年6月27日法律第98号として公布され、平成27年12月25日から施行となります。

法律の施行に当たり、別添写しのとおり各都道府県・政令市・特別区長宛てに通知しました。

つきましては、貴課に置かれましたも、関係機関等への周知についてよろしくお願いいたします。

別添 アレルギ－疾患対策基本法の施行について

平27・12・2 健康1202第9号 厚生労働省健康局長から各都道府県知事、政令市長、特別区長あて 施行通知

現在、我が国では、国民の約二人に一人が、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギ－疾患に罹患していると言われており、その患者数は近年増加傾向にあり、重大な問題となっている。

アレルギ－疾患の中には、急激な症状の悪化を繰り返したり、重症化により死に至ったりするものがあり、職場、学校等のあらゆる場面で日常生活に多大な影響を及ぼしている。

しかし、地域によっては、適切な医療を受けられる体制の整備が進んでおらず、情報が少ないために適切な医療機関を選択できず、誤った民間療法で症状が悪化する場合も少なくない。

このような状況に鑑み、総合的なアレルギ－疾患対策を推進するため、第186回通常国会において、議員立法により、平成26年6月20日に「アレルギ－疾患対策基本法」が成立し、平成26年6月27日法律第98号として公布されたところである。

本法の施行日については、附則第1条において、「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において

政令で定める日から施行する」と定められており、本日「アレルギ－疾患対策基本法の施行期日」を定める政令（政令第400号）が公布され、平成27年12月5日から施行されることとなったところである。

ついては、本法制定の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、アレルギ－疾患対策の一層の推進に向けて、十分御了知の上、貴管内各市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いします。

－ 以下省略 －

平成28年度

○京都への修学旅行等における食物アレルギー事前調査票の活用について

平29・3・17 教学部第5366号 指導1課長、健康教育課長から市立各中・特別支援学校長あて

日頃、各学校におかれましては、食物アレルギーを有する生徒への対応について、特段の配慮をいただき、感謝申し上げます。

標記の件については、別添の写しのとおり、京都府健康福祉部長から通知がありましたので、関係職員に周知をお願いします。

別添 京都への修学旅行等における食物アレルギー事前調査票の活用について

平29・2・27 9健対第203号 京都府健康福祉部長から各都道府県教育委員会主管課長、各指定都市教育委員会主管課長、各都道府県私立学校主管課長、附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課長あて

平素は、本府の健康福祉行政の推進に格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、本府におきましては、平成25年度から食物アレルギーのある子どもにも安心して、京都への修学旅行等を楽しんでもらうことを目的に、食物アレルギー対応のための体制づくりに取り組んでいます。

本取組では、修学旅行等で京都府内の宿泊施設及び食事提供施設を御利用いただくにあたり、食物アレルギーのある子どもの状況を記入いただく事前調査票を活用いただいているところです。この調査票は、事前に保護者の方に食物アレルギーの情報を御記入いただき、受入施設・学校・旅行会社が共有することにより、安心・安全に食事を提供することを目的としています。

つきましては、引き続き、趣旨を御理解いただき、城内の市区町村教育委員会、所管の学校に対して、御周知いただきますようお願いいたします。

なお、本取組内容の詳細につきましては、京都府ホームページ（「食物アレルギーの子京おこしやす」検索）に掲載しておりますので申し上げます。

○さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針の改訂について

平29・3・28 教学部第5552号 健康教育課長から市立各小・中・高等・特別支援学校長、市立幼児教育センター付属幼稚園長あて 通知

標記の件について、平成24年4月に作成した「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針」を改訂しました。

各学校においては、「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【改訂版】」に基づき、自校の危機管理対応マニュアルの見直し、改善を図るとともに、傷病者発生時対応訓練等を実施することで組織的な危機管理体制を一層強化するようお願いいたします。

記

- 1 主な改訂点 別紙「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【改訂版】について」参照
- 2 配付物等 ①冊子「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【改訂版】」各校2部（4月配付）
②電子データ
- 3 その他 自校の危機管理対応マニュアルの提出等については、別途通知します。

平成29年度

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定する件について

平 29・4・25 事務連絡 健康教育課長から市立各小・中・高等・特別支援学校校長、市立幼児教育センター付 原幼稚園長あて

標記の件について、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり周知依頼がありました。つきましては、各学校においては、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】」に基づいて適切に対応していただいているところですが、本基本指針の趣旨を踏まえ、文部科学省ホームページに掲載している資料等も活用し、引き続き、適切なアレルギー対応に取り組みますようお願いいたします。

別添 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定する件について

平 29・3・27 事務連絡 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から各都道府県・指定都市教育委員 会学校保健主管課・学校給食主管課、各都道府県私立学校主管課、各国立大学法人附属学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会担当課あて 依頼

日頃から健康教育行政の充実のため御尽力いただき、ありがとうございます。
アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）第1条第1項に基づき、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）が策定され、平成29年3月21日に告示されたところですが、このたび、別添のとおり、厚生労働省健康局がん・疾病対策課から周知依頼がありましたのでお知らせします。

ついては、基本指針の趣旨を踏まえ、文部科学省ホームページに掲載している資料等を活用し、学校設置者、学校、調理場等が、それぞれの立場から主体的にアレルギー対応に取り組みされるよう、引き続き適切な措置をお願いいたします。

<文部科学省ホームページ>

アレルギー疾患対策 (http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353630.htm)

「主な掲載資料」

- ・学校給食における食物アレルギー対応指針
- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン及び要約版
- ・学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）映像資料及び研修資料

別添 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定する件について

平 29・3・24 事務連絡 厚生労働省健康局がん・疾病対策課から文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課あて

アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）第1条第1項の規定に基づき、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）が策定され、平成29年3月21日に告示されたところです。

告示に当たり、別添のとおり、各都道府県知事・政令指定都市市長・中核市市長宛てに通知いたしました。つきましては、貴課におかれまして、貴課に対しても、関係機関等に対し周知を図られますよう協力をお願いいたします。

別紙 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定する件について

平 29・3・21 健康0321第1号 厚生労働省健康局長から都道府県知事、政令指定都市市長、中核市市長あて

— 以下省略 —

○学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の一部改変について

平 29・6・23 教学連第1204号 健康教育課長から市立各小・中・高等・特別支援学校長あて 通知

日頃、各学校におかれましては、食物アレルギーを有する児童生徒への対応について、特段の配慮をいただき、感謝申し上げます。

さて、さいたま市教育委員会では、学校給食における食物アレルギー対応の一層の充実を図るため、別添資料のとおり「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載内容を一部改変します。

つきましては、平成29年7月以降、学校給食における食物アレルギー対応のために医療機関を受診する児童生徒には、改変後の様式を配付していただくようお願いいたします。

記

1 改変箇所

欄外下部の同意を求める記述内容を改変しています。（改変箇所は、欄外のみであり、医師に記入していた部分に改変はありません。）

（改変前）

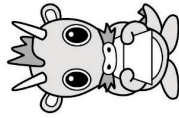
●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を**教職員全員**で共有することに同意しますか。

（改変後）

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を**学校職員（給食調理業務委託先の調理業務従事者も含む）、教育委員会、医療機関**で共有することに同意しますか。

2 その他

さいたま市4医師会に加入されている医療機関には、各医師会をとおして教育委員会から周知をしていただきます。



平成30年度

○新年度の学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応等について

平30・4・2 教学総第5656号 健康教育課長から市立各小・中・特別支援学校長あて 通知
食物アレルギーを有する児童生徒への対応につきましては、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】」に基づき対応していただいているところですが、児童生徒の転入学や教職員の人事異動など、新年度当初は環境が大きく変化することから、下記事項について、給食開始前までに職員会議等の場において全教職員で共通理解を図っていただくようお願いいたします。

- 記
- 1 別紙「学校給食における食物アレルギー対応配慮事項」の確認
・各学期の給食開始前に全教職員で確認願います。
 - 2 別紙様式「食物アレルギー・ヒヤリハット報告書」の活用
・事故には至らないものの事故になる可能性が高かった事例が発生した場合、今後は随時報告願います。
 - 3 その他参考資料
・食物アレルギー対応につきましては、必要に応じて以下の資料も参照いただくようお願いいたします。
「学校給食における食物アレルギー対応指針」 平成27年3月（文部科学省）
「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン要約版」 平成27年3月（文部科学省、公財）日本学校保健会
「学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）」（文部科学省）

別紙 学校給食における食物アレルギー対応配慮事項

- 下記事項については、各学期の給食開始前などに繰り返し全教職員による確認を行うこと。
- 1 教職員一人ひとりが役割を認識し対応にあたること。
(1) ヒューマンエラーが皆無ではないことを前提に、教職員一人ひとりが確認者として重要な役割を担っているという意識をもって確認にあたること。
(2) 該当児童生徒へ確実除去食等が届くように、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】」に示した「チェックリスト」を活用し、各段階において複数で確認すること。
(3) 些細な点でも疑念や不安が生じた時は、配膳を中断し、必ず、食物アレルギー対応の原本である、保護者確認の上決定した対応が記載された「詳細な献立表」により確認すること。
(4) 給食時に学級担任が不在になる場合は、代わりに学級を担当する教職員へ食物アレルギーのある児童生徒の配慮事項について確実に引き継ぎをすること。
(5) 学校生活管理指導表の有無にかかわらず、食後に体調の不具合を訴える児童生徒がいる場合は、食物アレルギーを疑い、適切に対応すること。
(6) 食物アレルギー事故発生時に、迅速な対応ができるよう「食物アレルギー対応マニュアル」を教室等に掲示し、その活用について理解しておくこと。
(7) 児童生徒一人ひとりの緊急時の対応方法を正確に把握しておくこと。特に、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている児童生徒がいる場合は、その管理、取扱いについて、全教職員で共通理解を図ること。
 - 2 各段階におけるチェック体制を整え確実に対応すること。
(1) 献立作成時
①加工食品や調味料等を使用する際は、必ず配合表を取り寄せ、使用食品の確認を複数で行うこと。
②物資製造時にアレルギー原因食物の混入がないように、納入業者に対し、製造業者に対する確認についても依頼すること。
(2) 会食時
①アレルギー対応食の受け取り時は、必ず、保護者確認の上決定した対応が記載された「詳細な献立表」により確認すること。
②アレルギー対応食が確実に全ての該当児童生徒へ届いたことを、複数で確認してから会食を開始すること。

○県アレルギー疾患相談窓口の開設について

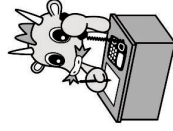
平30・5・31 教学総第1141号 健康教育課長から市立各小・中・高等・特別支援学校長あて 通知
標記の件について、別添写しのとおり、埼玉県保健医療部長から周知依頼がありました。
つきましては、趣旨を御理解いただき、貴所属教職員へ周知願います。

別添 県アレルギー疾患相談窓口の開設について

平30・5・29 奏第426-1-3号 埼玉県保健医療部長からさいたま市教育委員会学校教育部長あて 通知
この度、埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院である埼玉医科大学病院（平成30年3月23日指定）において、県民からのアレルギー疾患に関する相談に応じるため、下記のとおり同院内にアレルギー疾患相談室を開設することといたしましたのでお知らせします。
つきましては、貴市小・中学校及び高等学校、特別支援学校への周知について特設の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 窓口の名称 埼玉県アレルギー疾患相談室
- 2 実施場所 埼玉医科大学病院
- 3 事業開始日 平成30年6月1日（金）
- 4 受付日時 平日（月曜日から金曜日）午後1時から午後4時まで
- 5 相談対象者 (1) アレルギー疾患の患者やその家族等
(2) 学校、児童福祉施設、老人福祉施設及び障害者支援施設等の職員
(3) アレルギー疾患を担当する行政機関の職員
- 6 相談対応者 埼玉医科大学病院 看護師
- 7 相談内容 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどに関する下記のような相談
・自己管理や日常の留意点に関すること
・症状や薬、検査や治療に関すること
・専門医療機関の受診に関すること
- 8 相談方法 原則、電話による相談とする
ただし、学校、保育所、行政機関等の職員からの相談で、電子メール等による方法が適当な場合は、電子メール等による相談を受けるものとする。
なお、利用者の状況及び相談内容によっては、相談時間を制限する。
- 9 電話番号等 電話番号：049-276-1763
FAX 番号：049-294-8821
E-mail:allergyc@saitama-med.ac.jp



○ アレルギ－疾患生活管理指導表に関する相談事業の開始について

平 31・3・5 健康教養課長から市立各中学校長あて 通知
標記の件について、別添写しのとおり、埼玉県保健医療部長から周知依頼がありました。
つきましては、趣旨を御理解いただき、貴所属教職員へ周知願います。
なお、実施については下記を参考にしてください。

記

- 1 本事業を利用する場合は、(1) (2) の書類を健康教育課に提出してください。
(1) アレルギ－疾患生活管理指導表に関する相談票 (別紙 2)
 - ・添付した Word 文書で作成し、S-net メールで健康教育課へ送付してください。
- (2) 学校生活管理指導表 (アレルギ－疾患用)
 - ・コピーをとり、名前を黒塗りにしてください。
 - ・PDF化したものを S-net メールで、または、紙媒体を使送便で健康教育課へ送付してください。
- 2 詳細については、別添「埼玉県アレルギ－疾患生活管理指導表に関する相談事業」を参照ください。
- 3 本事業においては、「学校生活管理指導表 (アレルギ－疾患用)」及び「保育所におけるアレルギ－疾患生活管理指導表」を総称して、「アレルギ－疾患生活管理指導表」と表記しています。

別添 アレルギ－疾患生活管理指導表に関する相談事業の開始について

平 31・2・19 疾病 2498-2 号 埼玉県保健医療部長からさいたま市教育委員会学校教育部長あて 通知
本県のアレルギ－疾患対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、児童・生徒のアレルギ－疾患につきましては、「学校のアレルギ－疾患に対する取り組みガイドライン」(財団法人日本学校保健会)において、食物アレルギ－等の適切な管理のために学校生活管理指導表 (アレルギ－疾患用) (以下「生活管理指導表」という。)の活用が示されています。

埼玉県のアレルギ－疾患対策を推進するために今年度設置された県アレルギ－疾患医療連絡協議会においては、生活管理指導表の活用に関する対策の必要性が課題として取り上げられました。

県内公立小・中学校等において、学校給食における食物除去等の対応に迷う生活管理指導表が提出されている例があるので、報告を受けています。

そこで、学校等におけるアレルギ－疾患のある児童・生徒への対応を支援するために、別添「埼玉県アレルギ－疾患生活管理指導表相談事業」を開始することといたしました。

つきましては、貴市小・中学校及び高等学校、特別支援学校への周知について特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

別添 埼玉県アレルギ－疾患生活管理指導表に関する相談事業

- 1 目的
小・中・高等学校、保育所、幼稚園等において、アレルギ－疾患を有する子どもの安全や養育、生活の質を確保するために、医師による的確な診断と教職員の正しい理解に基づく適切な管理指導を行えるよう支援する。
- 2 実施体制
県が埼玉医科大学病院に委託して運営している県アレルギ－疾患相談室 (以下「相談室」という。)の事業として実施する。
- 3 事業の概要
小・中・高等学校、保育所、幼稚園等に提出されたアレルギ－疾患生活管理指導表 (※) について対応や管理に迷う場合、教職員からの相談票 (別紙 2) を用いたメールによる相談に、小児のアレルギ－疾患を専門とする医師が対応する。
※本事業においては、学校生活管理指導表 (アレルギ－疾患用) 及び保育所におけるアレルギ－疾患生活管理指導表) を総称してアレルギ－疾患生活管理指導表と表記している。
- 4 相談の流れ (別紙 1)
 - (1) 公立小・中・高等・特別支援学校について

① 市町村立学校については各市町村教育委員会、県立学校については県教育局保健体育課に相談票と個人情報伏せした生活管理指導表 (以下「相談票等」という。)をメールで送付する。

②-1 各市町村以外の市町村立学校の場合)
②-1 各市町村教育委員会が内容を確認し、県教育局保健体育課を経由して相談室に相談票等をメールで送付し、意見や助言を求めらる。

②-2 さいたま市教育委員会が内容を確認し、相談室へ相談票等をメールで送付し、意見や助言を求めらる。
(県立学校の場合)

②-3 県教育局保健体育課が内容を確認し、相談室へ相談票等をメールで送付し、意見や助言を求めらる。
(2) 保育所・幼稚園及び上記 (1) 以外の学校等については、相談室の電話相談を利用し、必要に応じて相談票等をメールで送付し、意見や助言を求めらる。

ただし、さいたま市の保育所、幼稚園等については、さいたま市保育課を経由する。

5 相談及び回答方法等

(1) 相談日時 相談票等のメールによる相談は随時受け付ける。
(電話相談の受付時間は、月曜日～金曜日 午後 1 時～4 時)

(2) 相談の方法

ア 相談者は、相談票に必要な事項を記入し、個人情報 (名前、性別、生年月日、年齢、クラス) を伏せ PDF に変換した生活管理指導表を添付し、相談室へメールで送付する。

イ 相談室の担当者は、メールで受理した相談票等を担当の医師に転送する。

ウ 相談票を受理した医師は、意見欄に意見を記載し、相談室に返送する。

エ 相談室の担当者は、担当の医師から返送された相談票を確認し、相談室に相談票等をメールで送付した機関へ返送する。

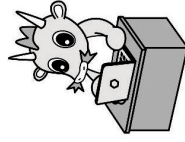
オ 相談に対しては、相談室で相談票等を受理してから概ね 2 週間以内に回答する。

6 担当者連絡会議

年に 1～2 回、担当をする医師及び事務局との担当者連絡会議を開催し、相談内容に基づく生活管理指導表の活用状況等についての現状確認や対応策の協議を行う。結果は県アレルギ－疾患医療連絡協議会に報告する。

7 事業開始日

本事業は、平成 31 年 2 月 25 日から開始する。



監 修

西本 創 さいたま市民医療センター小児科診療部長

協 力

さいたま市学校給食における食物アレルギー対応連絡協議会

発 行

さいたま市教育委員会 学校教育部 健康教育課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL : 048 (829) 1679

FAX : 048 (829) 1990

E-mail : kyoiku-kenko-kyoiku@city.saitama.lg.jp



この冊子は、1050部作成し、1部当たりの印刷経費は175円（概算）です。